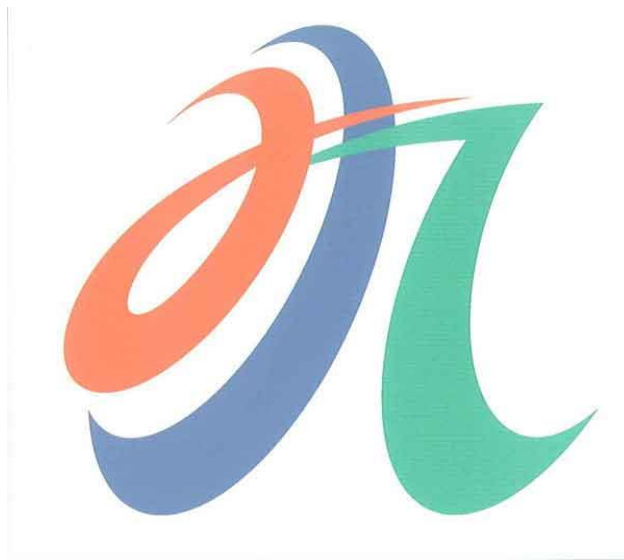


南九州市森林整備計画

計画期間

自 令和 6年 4月 1日

至 令和16年 3月31日



鹿児島県
南九州市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

(付) 参考資料

(1) 人口及び就業構造

- ① 年齢層別人口動態
- ② 産業部門別就業者数等

(2) 土地利用

(3) 森林転用面積

(4) 森林資源の現況等

- ① 保有形態別森林面積
- ② 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積
- ③ 民有林の齢級別面積
- ④ 保有山林面積規模別林家数
- ⑤ 作業路網の状況

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

(6) 市町村における林業の位置付け

- ① 産業別総生産額
- ② 製造業の事業所数、従業者数

(7) 林業関係の就業状況

(8) 林業機械等設置状況

(9) 林産物の生産概況

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、平成 19 年 12 月 1 日に、旧潁娃町、旧知覧町及び旧川辺町が合併し「南九州市」として誕生した。鹿児島県薩摩半島の南に位置し、豊かな自然に恵まれ、南の国道 226 号線沿の海岸線は美しい東シナ海を望み、水平線はるかに屋久島、竹島、硫黄島、黒島など島影を一望におさめることができ、特に水平線に沈む夕日は絶景である。北から南東にかけて連なる緑溢れる山々は、豊かな水をもたらし、市内を流れる万之瀬川をはじめいくつもの河川は、様々な形で生活に潤いと安らぎを与えている。また、人口は、33,080 人で農業を主体とした市であり、日本一の生産量と質を誇る「茶」や「さつまいも」をはじめ、様々な農畜産物を生産する全国屈指の食料供給基地となっている。

本市の総面積は、35,791ha であり森林面積は、18,783ha で総面積の 53%を占めている。民有林面積は 16,693ha で、その内訳は私有林 15,520ha、市有林 1,093ha、県有林 80ha となっている。その内スギ・ヒノキ等の人工林面積は、11,856ha であり、人工林率 71%で県平均よりかなり高くなっている。人工林の齢級構成では、4～9 齢級の主に間伐を必要とする林分が 2,105ha で 18%を占め、10 齢級以上の木材生産が十分に見込める林分が 9,596ha で 81%を占めている。

特に、海岸部以外のほとんどの区域で、スギ・ヒノキの人工林が多く存在し、なかでも市内の多くが集水域となる万之瀬川は県都鹿児島市や南さつま市へも水を供給していることから、水源涵養機能の高度発揮や良質な木材資源造成のためにも、適正な森林整備を図る必要がある。

また、市内には「かごしまエコファンドプロジェクト」の認証も受けている森林もあり、地球温暖化対策に資する森林整備を実施していくこととしている。

海岸部の森林には自然景観上、貴重な高齢級の松林が存在するほか、住宅地や耕作地を飛砂や潮害から防ぐ機能があり、地域の快適な生活環境を支える基盤となっている。そのため、適正な森林配置を図るとともに、その保護・育成を図っていく必要がある。

また、知覧町東別府にある町民の森、川辺町鏡石周辺及び潁娃町大野岳周辺の森林は、市民が緑と身近にふれあうことができる場として、維持・造成を図る必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能毎に、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を下記のとおり示す。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林、または、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに、次のとおり森林整備を推進する。

ア 水源涵養機能

洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進するとともに、ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進する。

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。

また、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進し、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の整備を図る。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全、整備を図る。

エ 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

属地的に生物多様性の機能の発揮が求められる森林については、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林の整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

南薩流域森林・林業活性化協議会を通じて、県、市、林業事業体及び森林所有者、森林管理署等が連携し、森林施業の共同化、林業担い手の育成・確保、林業機械化の促進及び木材流通

・加工体制の整備など、長期的展望にたった林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進する。

また、持続可能な森林経営を推進するために、森林経営に消極的な小規模森林所有者や不在村森林所有者等に対し、森林の施業や経営の委託に関する情報の提供や普及啓発活動などを積極的に行い、意欲ある林業事業体等への施業等の長期委託を進める。

さらに、森林経営の受託等が円滑に進むよう森林組合などの林業事業体等による施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の普及・定着を促進する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能の発揮、平均伐採齢及び森林の構成等を勘案して、下表のとおりとする。

なお、下表の標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標や制限林の伐採限度として用いられるものであり、当該林齢に達した時点での立木の伐採を促すためのものではない。

【樹種別の立木の標準伐期齢】

地域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広葉樹
全域	年 35	年 40	年 30	年 40	年 10	年 20

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、立地条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要の動向、森林の構成等を勘案して行う。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び下流域の人家等への影響など公益的機能の確保の必要性も考慮して、1箇所当たりの伐採面積を設定することとし、伐採に制限がない森林であっても20ha以下とすることが望ましい。

また、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採箇所間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

併せて伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地の適確な更新を図るとともに、表土の流出を防止するため必要に応じて柵工等を設けるものとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採とする。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア～エまでに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保護等に努める。

イ 森林の有する公益的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として少なくとも周辺森林の成木の樹高程度（20m）の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、自然条件が劣悪なため、皆伐による方法では更新を確保できない森林については、択伐によるなど適確な更新が図られるよう配慮する。なお、伐採後の更新を天然更新による場合には、気候、立地条件及び周辺の伐採地の更新状況を勘案して更新が可能と見込まれる林分を対象とし、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、落石等の防止、台風害等の各種被害の防止、風致の維持を図るため溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。また、集材に当たっては、林地の保全を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、事前に周辺住民への説明等の配慮を十分に行うものとする。

第2 造林に関する事項

裸地状態を早期に解消して、多面的機能の回復・維持を図るため、更新すべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請を考慮し、人工造林又は天然更新によることとする。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽等を行うことが適当である森林や木材の持続的かつ効率的な供給が見込まれる森林について行うこととする。

特に採算性が見込める人工林伐採跡地については、再造林を進めることとする。

（1）人工造林の対象樹種

対象となる樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需給動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等を勘案して、下表のとおりとする。

また、スギについては、成長が早く、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木）の植栽等に努めることとする。

さらに、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市担当課等とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

【人工造林の対象樹種】

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ類、イヌマキ、クヌギ、その他有用樹種

（2）人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ森林の確実な更新を図

ることのできる本数とし、下表のとおりとする。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽については、「複層林施業の要点（平成16年10月鹿児島県林務水産部作成）」を参考にするとともに、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市担当課等とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

【人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数】

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数	備考
スギ・ヒノキ	疎仕立て	1, 5 0 0	
	中仕立て	2, 0 0 0～3, 0 0 0	
クヌギ	疎仕立て	1, 5 0 0	
	中仕立て	2, 0 0 0～3, 0 0 0	
	密仕立て	4, 0 0 0	

(注) 低密度（1,500本/ha）な植栽の実施に当たっては、樹冠の閉鎖が遅れ梢殺（ウラゴケ）の増加が懸念されることなどから、「鹿児島県育林技術指針（林務水産部令和5年7月一部改正）」の留意事項を参照すること。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法について、下表のとおりとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	地拵えは、雑草木の地被物を全面的に刈り払い、植付け場所の両側に筋状に整理する。筋の方向は、緩傾斜の場合は等高線状に、急傾斜の場合は傾斜の方向に整理する。 また、伐採・搬出時に用いる林業機械を活用し、植生が繁茂しないうちに植栽を終わらせる一貫作業システムにより作業効率化と低コスト化に努める。
植付けの方法	優良苗を使用し、植え穴をおおむね30～40cm四方、深さ30cm程度とし、苗木の根をよくほぐして丁寧に植えつける。 また、伐採と造林の一貫作業システムの導入等による施業の効率化や、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用にも努める。
植栽の時期	普通苗は2月上旬から3月中旬までの春植えを基準とする。 植栽時期の自由度が高いコンテナ苗を活用するなど、地域の実情や自然条件等に応じて適切に時期を選定する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の早期回復及び維持並びに森林資源の造成を図るため、皆伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採跡地においては当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件も踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象とする樹種は、地域における既往の有用広葉樹を主体に将来高木となる樹種を対象とする。

なお、天然更新の対象樹種について、下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	アカガシ、イスノキ、ウラジロガシ、クスノキ、タブノキ、マテバシイ等その他詳細については、「鹿児島県天然更新完了基準（平成19年8月鹿児島県林務水産部作成）」による。
ぼう芽による更新が可能な樹種	アカガシ、イスノキ、ウラジロガシ、クスノキ、タブノキ、マテバシイ等

（２） 天然更新の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数並びに天然更新補助作業について以下のとおり定める。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数として、下表のとおりとする。

単位：本/ha

樹 種	期待成立本数（※1）	天然更新すべき立木の本数（※2）
2(1)の天然更新の対象樹種	6,000	2,000

※1 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地において、天然更新すべき本数の基準となるもので、更新対象樹種の5年生時点での期待される成立本数

※2 天然更新をすべき期間内に更新対象樹種が立木度3以上となる本数

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業は、下層植生、立地条件、前生樹等を勘案し、天然下種更新の場合、稚樹の発生・生育が不十分な箇所において、必要に応じて刈り出し、地表かき起こし、植込み等を行う。ぼう芽更新の場合、更新対象樹種のぼう芽枝の発生状況を確認し、必要に応じて芽かきや植込み等を行う。

天然更新補助作業の標準的な方法について、下表のとおりとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条処理を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、稚樹の周囲を刈り払い稚樹の成長の促進を図るものとする。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込む。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況より必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外はかきとる。

ウ その他天然更新の方法

更新が未了と判断された場合は、速やかに植栽や追加的な更新補助作業を行い、確実な更新を図る。

また、天然更新完了の判断基準については、「鹿児島県天然更新完了基準（平成19年8月鹿児島県林務水産部作成）」に基づき更新調査を行い、更新対象樹種の稚樹、幼樹、ぼう芽枝等のうち、樹高が0.5m以上、ha当たりの密度が2,000本以上確認された場合に更新完了とする。

なお、保安林等の制限林については、その制限に定める施業要件に従い植栽を行うものとする。

（３） 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に天然更新を図るものとし、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。ただし、Ⅳの1の保健機能森林の区域内であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林について、下表のとおりとする。

森林の区域	備 考
該当無し	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとする。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地での植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を6,000本とする。

また、対象樹種のうち、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

造林に当たっては、次の事項に留意し、森林施業を行うとともに、造林の推進に努めるものとする。

ア 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意する。

イ 伐採跡地や未立木地については、林地を保全するため植栽等により確実に更新を図る。

ウ イノシシ等による食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたり、嗜好性の低い樹種を検討する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐については、植栽木の生育が進み、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとする。

間伐の実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針（林務水産部 令和5年7月一部改正）」に基づき、森林の現況及び経営手法並びに生産目標に応じて開始時期、間伐方法、間伐率等を定め

行うものとする。

なお、「スギ・ヒノキ人工林育林管理システム（林務水産部 平成 18 年 11 月）」より一定の条件で算出したものを目安として下表のとおり示す。

【間伐シミュレーション】

樹種	区 分	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
		初回	2 回目	3 回目	4 回目		
スギ	見込林齢 (年)	18	25	36	53	・間伐の方法については以下のとおりとする。 初 回：曲がり木、被圧木、被害木等を伐採する。 2回目以降：残存木の均質化、配置に重点を置く。 ・平均的な間伐の実施時期の間隔の年数について 以下のとおりとする。 標準伐期齢未満の森林：10年に1回 標準伐期齢以上の森林：15年に1回	
	樹 高 (m)	10.4	12.8	16.1	20.1		
	間伐率 (%)	27	26	26	27		
	残存本数 (本)	1,971	1,459	1,080	789		
ヒノキ	見込林齢 (年)	22	34	48		・間伐の方法については以下のとおりとする。 標準伐期齢未満の森林：10年に1回 標準伐期齢以上の森林：15年に1回	
	樹 高 (m)	9.5	12.6	15.7			
	間伐率 (%)	27	28	26			
	残存本数 (本)	1,971	1,420	1,051			

(注) シミュレーションは、次の条件で実施した。①地位は中、②長伐期施業、③収量比数 0.8 程度の林分を 0.7 程度まで落とす、④間伐率は 25～30%、⑤植栽本数は 3,000 本、⑥初回間伐前の本数は 2,700 本、⑦木取り方法を勘案し間伐時期を補正。

2 保育の種類別の標準的な方法

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針」を目安とするが、画一的に行うことなく、局地的気象条件、植生の繁茂状況等及び林木の競合状態に応じて、実施時期及び方法を定め実施する。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数				標準的な方法	備考
		1～5	6～10	11～15	16～20		
下刈り	スギ・ヒノキ	年1回				下記のとおり	
つる切り			2回				
除伐			1～2回				
枝打ち			1回				

《標準的な方法》

下刈り： 下刈りは、植栽木の速やかで健全な成長を確保するために、周囲の雑草木類を刈り払うものであり、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法を選定して行う。また、一般的には造林木の高さが雑草木類の最多葉層高の 1.5 倍以上になるまで実施する。通常年 1 回、5～9 月頃実施するが、雑草木類の繁茂が著しく造林木の成長に悪影響を及ぼすような場合（特に 2 年目、3 年目）には、2 回刈りを行う。

つる切り： つる切りは、植栽木へのつる類の巻きつきや覆いかぶさりによる幹折れや幹曲がりを防ぐことを目的として行うものである。つる類の繁茂状況に応じて実施するが、下刈りが終わってから除伐までの間に 2 回程度実施するのが一般的で、実施は、根茎の貯蔵養分が少なくなる 6～7 月頃が適期である。

また、つる切りの方法としては、切り離し、掘り取り、薬剤処理などがある。

除 伐： 除伐は、下刈り終了後の林冠がうっ閉する前の森林において、植栽木と競合する他の樹木を除去し、植栽木の健全で速やかな成長を促す作業である。なお、目的外樹種であっても、その成育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用な樹木は保存し育成しても差し支えない。

除伐は、10～15 年生くらいに間に 1 回ないし 2 回実施する。

1 回目：林冠がうっ閉し始めた頃、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的

外樹種を除去

2回目：1回目から3～5年経過後，被圧木，曲がり木，二股木，被害木及び育成目的の外樹種のほか，収穫予定木以外の主林木の一部を除去

枝 打 ち： 枝打ちは，無節性の高い優良材の生産を目的として，植栽木の生育過程において下方の不要な枝を切り落とす作業である。また，幹形を修正して完満な材の育成，複層林等における林内光環境の改善，病虫害の予防・被害軽減の二次的な効果もある。

実施に当たっては，材としての生産目的を考慮し，製品表面に節が出ないよう適期に繰り返し行うことが肝要で，生育期は樹皮が剥げやすく材に変色が発生するため4～10月は避け，11月～3月の生育休止期に行うものとする。

なお，詳細については，「枝打ち技術指針（林務部 昭和56年3月）」を参照するものとする。

3 その他必要な事項

間伐が十分に実施されていない森林については，台風等の風害の防止に留意し，弱度の間伐率の間伐を繰り返し実施することとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能の高度発揮が求められ，森林の樹種構成，林道の整備状況等地域の実情からみて，これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を「公益的機能別施業森林」とする。

また，林木の生育が良好で，木材として利用する上で良好な樹木により構成されている森林であって，林道等の基盤整備が適切に行われている森林の区域については，「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とする。

なお，公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は，重複も可能とし，公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定める。

保安林及び保安施設地区並びに自然公園など法令により立木の伐採に制限がある森林については，その森林ごとに制限に沿った施業を行う。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林，ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺部の森林，地域の用水源として重要なため池，湧水地，溪流等の周辺に存する森林，水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 施業の方法

施業の方法として，下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし，伐期の延長，伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び分散を図ることとする森林の区域について，別表3により定める。

区 域	樹 種					
全 域	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針	クヌギ	その他広葉樹
	45年以上	50年以上	40年以上	50年以上	20年以上	30年以上

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能，快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森

林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる、土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能等の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林の区域を別表 1 により定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林）

土砂崩壊防備保安林，土砂流出防備保安林，落石防止保安林，砂防指定地周辺，山地災害危険地区等の森林又は山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林，山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

具体的には傾斜が急な箇所，傾斜に著しい変移点のある箇所，山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林，基岩の風化が異常に進んだ箇所，基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所，破碎帯又は断層線上にある箇所，流れ盤等の地質を含む土地に存する森林，表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等，土層内に異常な滞水層がある箇所，石礫（れき）地，表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

飛砂防備保安林，防風保安林，潮害防備保安林，防霧保安林，防火保安林又は市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林，風害，霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林，快適環境形成機能の評価区分が高い森林等。

具体的には，市街地近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林，市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林，気象緩和，騒音防止等の機能を発揮している森林等。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全機能を含む））

保健保安林，風致保安林，都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区，都市計画法に規定する風致地区，文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林，キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林，史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林，保健文化機能の評価区分が高い森林，原生的な生態系など属地的に生物多様性保全に不可欠な森林等。

ただし，生物多様性保全機能については，伐採や自然攪乱等により時間軸を通して常に変化しながらも，一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ，発揮される機能であることから，原生的な森林生態系など属地的に発揮されるものを除き，区域設定は行わない。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林 該当なし

イ 施業の方法

施業の方法として，以下のとおり定める。

① 山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

② 快適環境形成機能維持増進森林

風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

③ 保健文化機能維持増進森林

憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

また、上記①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を以下のとおりとするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、上記の①から③に掲げる区域のうち、以下の伐期齢の下限に従った森林施業及びその他の森林施業を推進すべきものを別表3に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針	クヌギ	その他広葉樹
全 域	70年以上	80年以上	60年以上	80年以上	20年以上	40年以上

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、別表1により定める。

なお、シイタケ原木用として利用するクヌギ林について別表2により定める。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、「特に効率的な施業が可能な森林」の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

【別表1】

区 分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		旧知覧町 1～93 旧川辺町 1～111 旧穎娃町 1～70 ただし別表2の森林を除く	(5325.80) (7621.52) (3586.65) 16,533.97
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能等の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧穎娃町 2-7-22～25・27・29～34・36・37・47・49, 2-イ-3, 2-カ-5・6・8・9・25～27・30・32・38・44～51・53～58・61～63, 3-7-1・2, 3-ウ-1～3, 3-エ-7, 3-オ-1, 3-カ-3・4, 3-キ-2・6・13・17・25・28, 3-ク-22・25・27, 5-7-26・35～39・42・43・45, 5-イ-66～69・71・72・76・77・79・80・82・89・91, 5-ウ-1・8・10・17～21・31・33・38・47～50・53・55～58・63・65・73・94・96・126, 5-エ-14・20・23・27～29・32・34～37・68・69, 10-カ-43・45～47, 10-キ-2・17～19, 10-ク-82, 11-7-55・69・73・74, 15-ウ-12～18・25, 16-イ-15・71・72・99・100・113・114・119～121, 19-カ-9, 19-カ-27-D, 19-カ-30～34, 19-キ-1～3・63・74, 19-ク-16～18・23, 19-ケ-4～6・16～18・52・61・62・75・105, 19-コ-12・23・25・26・49・57・61・64・69・70・72・73, 30-7-4・13, 30-イ-1・2・4・6・11・12, 30-ウ-5～7・10・15～17・19・21・25・28・32, 30-オ-1・2・8・16～18・20・25・26・35・41～43・46・48・51・55～57・62・63・66～68・70・71, 31-7-8・10・12・14・16～18・22・24, 31-イ-1・26・27・38～40, 33-ウ-3-オ, 33-ウ-3-キ～シ, 33-ウ-5, 33-サ-38～42・44・45・50・51・61・62・75・78～80・97・98, 34-7-3・8・9・15・17・22～24・88・89・103・105・121, 34-ウ-11・13～17・20～24・26・27・34・35, 34-カ-10・11・15・16・18・19・30・34・37～39・47・50・53～55, 34-キ-3・5・11・12, 34-ク-5～8, 34-ケ-2・14・15, 34-コ-6・16, 44-7-3・4・31, 44-イ-2・5・10・11・15～17・19・20, 47-カ-2・8～10・13・14, 48-イ-1・21・59～61・63～67・80・81・93・95・96, 48-ウ-3・5, 55-イ-7・8, 59-7-3・5・6・8～11・14～18・21・24・25, 68-カ-1・2・22・29・30・33・44・50～54・90～92・94・97・99・107～109・120・121, 69-7-1・146・163・184, 69-イ-1-7, 69-イ-2～8・20・22, 69-ウ-1・2・86・158・284, 69-キ-21・22	120.60
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧知覧町 41-ウ-4, 41-エ-1～12, 42-イ-44・45 旧川辺町 49-イ-1・3・4, 49-エ-23～26 旧穎娃町 60-イ-21・22, 60-エ-23, 60-エ-50, 60-オ-25・29, 62-イ-1, 62-イ-2-イ, 62-イ-5, 70-7-1・2・33・35・36, 70-イ-1・3～8, 70-ウ-1～6, 70-エ-1～3	(30.44) (44.41) (96.65) 171.50
木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		旧知覧町 1～60, 62, 76～93 旧川辺町 1～111 旧穎娃町 1～2, 4～10, 17～46, 49～70	(4,947.77) (7,660.17) (3,406.28) 16,014.22
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	旧川辺町102-ツ	48.20

【別表 2】

市町村名	林小班				面積 (h a)
	林班	準林班	小班	枝番	
旧知覧町	1	ウ	4		0.08
旧知覧町	1	ケ	60		0.06
旧知覧町	1	サ	20		0.05
旧知覧町	1	テ	7	ア	0.09
旧知覧町	1	ナ	11	ア	0.30
旧知覧町	1	ヌ	9		0.10
旧知覧町	1	ヌ	13		0.20
旧知覧町	1	ヌ	14		0.02
旧知覧町	1	ヌ	17		0.08
旧知覧町	2	エ	5	ア	0.08
旧知覧町	2	オ	6	イ	0.43
旧知覧町	2	オ	6	ウ	0.11
旧知覧町	2	カ	63		0.06
旧知覧町	2	チ	8		0.10
旧知覧町	3	ウ	54		0.08
旧知覧町	3	セ	47		0.26
旧知覧町	3	チ	20		0.09
旧知覧町	4	オ	7		0.02
旧知覧町	4	ク	24	イ	0.26
旧知覧町	4	ケ	15	ア	0.22
旧知覧町	4	ケ	32		0.06
旧知覧町	4	ケ	33		0.03
旧知覧町	4	コ	24	イ	0.07
旧知覧町	4	セ	8	イ	0.03
旧知覧町	4	セ	26	ア	0.15
旧知覧町	4	セ	33		0.01
旧知覧町	5	ア	9		0.76
旧知覧町	5	エ	30		0.05
旧知覧町	6	ウ	20		0.06
旧知覧町	6	エ	2		0.19
旧知覧町	6	ク	15	ア	0.16
旧知覧町	7	ア	8		0.02
旧知覧町	7	オ	2	ア	2.57
旧知覧町	7	オ	3		0.21
旧知覧町	7	オ	87	イ	0.63
旧知覧町	8	オ	10		0.30
旧知覧町	8	カ	9		1.45
旧知覧町	8	キ	4		0.11
旧知覧町	8	キ	5		0.51
旧知覧町	9	エ	7		0.85
旧知覧町	10	イ	20		0.05
旧知覧町	10	イ	23	ア	0.03
旧知覧町	10	イ	24	ア	0.05
旧知覧町	10	ウ	5	ア	0.11
旧知覧町	10	オ	3	ア	3.39
旧知覧町	10	ケ	6	ア	0.33
旧知覧町	10	ケ	7		1.37
旧知覧町	11	ア	8		0.17
旧知覧町	11	ア	22		0.67
旧知覧町	11	ア	31		0.11

市町村名	林小班				面積 (h a)
	林班	準林班	小班	枝番	
旧知覧町	11	ア	92		0.33
旧知覧町	11	ア	104		0.17
旧知覧町	11	ア	127		0.14
旧知覧町	12	エ	2	ア	0.60
旧知覧町	12	エ	9	ア	0.31
旧知覧町	12	カ	13	ア	0.68
旧知覧町	13	キ	2		2.38
旧知覧町	13	ク	20		0.02
旧知覧町	13	ケ	17	ア	0.03
旧知覧町	13	サ	2	ア	1.05
旧知覧町	14	コ	28	ア	0.05
旧知覧町	14	コ	30	ア	0.04
旧知覧町	14	シ	16	ア	0.20
旧知覧町	14	シ	16	ウ	1.81
旧知覧町	15	カ	39	イ	0.26
旧知覧町	15	カ	46	イ	0.64
旧知覧町	17	ア	26	イ	0.29
旧知覧町	17	イ	2		0.17
旧知覧町	18	ク	7	ア	0.14
旧知覧町	21	キ	9		0.23
旧知覧町	22	エ	10		0.14
旧知覧町	22	ケ	6	ア	0.52
旧知覧町	23	イ	22		0.19
旧知覧町	23	ウ	2		0.07
旧知覧町	23	ケ	4	ア	0.12
旧知覧町	24	ウ	26		0.12
旧知覧町	24	サ	16	イ	0.06
旧知覧町	26	ア	22		0.11
旧知覧町	26	ア	24		0.01
旧知覧町	26	エ	6	ア	0.08
旧知覧町	27	オ	64		0.22
旧知覧町	29	エ	6		0.03
旧知覧町	29	エ	7	ア	0.12
旧知覧町	29	エ	10	ア	0.14
旧知覧町	29	キ	1	イ	0.23
旧知覧町	29	ク	28	ア	2.00
旧知覧町	29	サ	9	ア	0.12
旧知覧町	30	キ	1		0.07
旧知覧町	30	ス	19		0.08
旧知覧町	30	チ	6	イ	0.16
旧知覧町	30	ナ	13	ア	0.11
旧知覧町	31	コ	62		0.03
旧知覧町	31	シ	33		0.40
旧知覧町	31	シ	49		0.09
旧知覧町	31	シ	57		0.14
旧知覧町	31	ス	30		0.30
旧知覧町	31	ソ	2	イ	0.04
旧知覧町	31	ソ	3	ウ	0.13
旧知覧町	31	ソ	6		0.07
旧知覧町	31	ナ	18		0.47

市町村名	林小班				面積 (h a)
	林班	準林班	小班	枝番	
旧知覧町	32	ケ	14		0.05
旧知覧町	32	ケ	15		0.23
旧知覧町	32	ケ	21		0.03
旧知覧町	33	イ	2	ア	0.04
旧知覧町	33	イ	3		0.04
旧知覧町	33	エ	1		0.08
旧知覧町	33	エ	2		0.02
旧知覧町	33	ケ	3		0.46
旧知覧町	33	コ	6		0.01
旧知覧町	34	ウ	20		0.20
旧知覧町	34	ウ	27		0.09
旧知覧町	34	ウ	39		0.11
旧知覧町	35	ア	2	ア	2.14
旧知覧町	35	ア	8		1.47
旧知覧町	35	ア	15	ウ	1.10
旧知覧町	35	ア	16	イ	0.48
旧知覧町	35	キ	39	イ	0.68
旧知覧町	35	ク	18	ア	9.14
旧知覧町	36	ア	1	イ	2.62
旧知覧町	39	ケ	10		0.06
旧知覧町	40	キ	16		0.09
旧知覧町	40	セ	14		0.01
旧知覧町	40	セ	15		0.02
旧知覧町	40	セ	16		0.02
旧知覧町	40	ニ	29		0.08
旧知覧町	40	ニ	30		0.06
旧知覧町	40	ニ	31		0.08
旧知覧町	40	ニ	33		0.03
旧知覧町	40	ハ	36		0.47
旧知覧町	40	マ	4		0.04
旧知覧町	41	カ	3	ウ	0.17
旧知覧町	42	ア	24		0.23
旧知覧町	43	サ	39	ア	0.10
旧知覧町	43	セ	17		0.12
旧知覧町	43	タ	4		0.18
旧知覧町	43	タ	5		0.16
旧知覧町	43	ツ	16		0.08
旧知覧町	43	ツ	18		0.11
旧知覧町	43	ツ	19		0.40
旧知覧町	43	ツ	20		0.22
旧知覧町	43	ツ	21		1.49
旧知覧町	43	ツ	22		0.04
旧知覧町	43	テ	15		0.07
旧知覧町	43	テ	19		0.23
旧知覧町	44	セ	17		0.02
旧知覧町	44	セ	20		0.06
旧知覧町	45	ス	1	ア	0.04
旧知覧町	45	ス	1	イ	0.05
旧知覧町	45	ス	7		0.05
旧知覧町	45	ス	8		0.03

市町村名	林小班				面積 (h a)
	林班	準林班	小班	枝番	
旧知覧町	45	ス	12		0.04
旧知覧町	45	ス	15		0.05
旧知覧町	45	ナ	45		0.02
旧知覧町	46	エ	9		0.07
旧知覧町	46	ク	29		0.34
旧知覧町	46	ケ	26		0.05
旧知覧町	46	コ	32		0.06
旧知覧町	46	ニ	1		0.86
旧知覧町	46	ニ	13		0.05
旧知覧町	46	ヒ	4		0.13
旧知覧町	46	ヒ	40		0.27
旧知覧町	46	マ	13		0.12
旧知覧町	46	レ	20		0.13
旧知覧町	47	エ	10		0.02
旧知覧町	47	エ	30		0.11
旧知覧町	47	キ	19		0.06
旧知覧町	47	ク	23		0.34
旧知覧町	47	ク	24		0.09
旧知覧町	47	シ	6	イ	0.70
旧知覧町	47	シ	6	ウ	0.29
旧知覧町	47	ネ	10	イ	0.15
旧知覧町	48	イ	4		0.09
旧知覧町	48	ウ	35		0.10
旧知覧町	48	ウ	38		0.10
旧知覧町	48	キ	11		0.03
旧知覧町	48	ク	23		0.31
旧知覧町	48	シ	11		0.16
旧知覧町	49	ス	3		0.06
旧知覧町	49	ス	4		0.04
旧知覧町	49	ヌ	20		0.01
旧知覧町	49	ヌ	21		0.04
旧知覧町	49	ヌ	22		0.01
旧知覧町	49	ヌ	24		0.02
旧知覧町	49	ヌ	25		0.01
旧知覧町	49	ヌ	26		0.02
旧知覧町	50	ウ	19		0.11
旧知覧町	50	ス	26		0.03
旧知覧町	50	チ	33		0.13
旧知覧町	50	テ	31		0.09
旧知覧町	50	テ	33	ア	0.01
旧知覧町	50	ノ	51		0.20
旧知覧町	50	ハ	16		0.16
旧知覧町	51	ス	66		0.30
旧知覧町	51	ト	12	イ	0.12
旧知覧町	51	ト	16		0.28
旧知覧町	51	ト	17		0.16
旧知覧町	51	ト	19	ア	0.91
旧知覧町	51	ト	19	イ	0.52
旧知覧町	51	ト	24		0.58
旧知覧町	51	ト	25		0.08

市町村名	林小班				面積 (h a)
	林班	準林班	小班	枝番	
旧知覧町	51	ナ	55		0.03
旧知覧町	51	ヌ	31		0.02
旧知覧町	51	ノ	42		0.18
旧知覧町	51	ハ	16		0.04
旧知覧町	51	ヒ	7		0.06
旧知覧町	51	ヒ	12		0.05
旧知覧町	51	ヒ	19		0.08
旧知覧町	51	ヒ	21		0.21
旧知覧町	51	ヒ	27		0.00
旧知覧町	51	ヘ	8		0.13
旧知覧町	51	ホ	4		1.01
旧知覧町	51	ホ	8		0.05
旧知覧町	51	ホ	9		0.10
旧知覧町	51	ホ	11		0.18
旧知覧町	51	ホ	13		0.07
旧知覧町	52	オ	22		0.03
旧知覧町	52	ケ	28		0.13
旧知覧町	53	ウ	11		0.04
旧知覧町	53	オ	5		0.10
旧知覧町	53	コ	5		0.08
旧知覧町	53	シ	13		0.05
旧知覧町	53	シ	14		0.02
旧知覧町	53	シ	15		0.01
旧知覧町	53	シ	16		0.04
旧知覧町	53	シ	17		0.04
旧知覧町	53	シ	29		0.03
旧知覧町	53	シ	31		0.01
旧知覧町	53	ス	6		0.11
旧知覧町	53	ス	14		0.04
旧知覧町	53	ス	15		0.02
旧知覧町	53	ス	21		0.19
旧知覧町	54	サ	5	ア	0.14
旧知覧町	55	ツ	5		0.07
旧知覧町	55	ツ	6		0.09
旧知覧町	55	ツ	7		0.06
旧知覧町	56	オ	3		0.11
旧知覧町	56	オ	4		0.04
旧知覧町	56	オ	5		0.16
旧知覧町	56	オ	28		0.07
旧知覧町	56	オ	29		0.06
旧知覧町	57	キ	42		0.11
旧知覧町	61	イ	19		0.10
旧知覧町	61	イ	20		0.03
旧知覧町	61	ウ	23		0.15
旧知覧町	61	カ	25	ア	0.13
旧知覧町	61	サ	11		0.05
旧知覧町	62	キ	26		0.18
旧知覧町	63	エ	6		0.07
旧知覧町	63	エ	7		0.05
旧知覧町	63	コ	20		0.05

市町村名	林小班				面積 (h a)
	林班	準林班	小班	枝番	
旧知覧町	64	オ	8		0.07
旧知覧町	65	キ	17		0.08
旧知覧町	65	キ	18		0.06
旧知覧町	65	キ	22		0.08
旧知覧町	66	キ	30		0.04
旧知覧町	66	タ	7		0.08
旧知覧町	66	ツ	17		0.06
旧知覧町	66	ツ	20		0.06
旧知覧町	66	ヌ	5		0.11
旧知覧町	66	ヌ	6		0.09
旧知覧町	66	ヒ	16		0.08
旧知覧町	66	ヒ	17		0.06
旧知覧町	66	フ	9		0.03
旧知覧町	66	ヘ	38		0.06
旧知覧町	67	ケ	36		0.07
旧知覧町	67	サ	6		0.03
旧知覧町	67	ツ	18		0.10
旧知覧町	67	ツ	22		0.11
旧知覧町	67	ト	20	ア	0.12
旧知覧町	67	ニ	5		0.12
旧知覧町	67	ニ	17		0.08
旧知覧町	67	ニ	18		0.05
旧知覧町	68	イ	2		0.07
旧知覧町	68	イ	6		0.07
旧知覧町	68	ク	1		0.11
旧知覧町	68	ケ	25		0.18
旧知覧町	68	ソ	3		0.08
旧知覧町	69	ウ	19		0.15
旧知覧町	69	ク	6		0.11
旧知覧町	69	ク	7		0.12
旧知覧町	69	ク	10		0.02
旧知覧町	69	ク	11		0.04
旧知覧町	69	ク	13		0.07
旧知覧町	69	ケ	11		0.26
旧知覧町	70	ク	2		0.13
旧知覧町	71	イ	10		0.11
旧知覧町	71	エ	61		0.05
旧知覧町	72	サ	48		0.08
旧知覧町	72	シ	13	イ	0.09
旧知覧町	72	ス	13		0.07
旧知覧町	72	ス	14		0.06
旧知覧町	72	チ	19		0.06
旧知覧町	72	チ	24	ア	0.08
旧知覧町	72	テ	20		0.04
旧知覧町	72	ナ	21		0.10
旧知覧町	72	ナ	39		0.11
旧知覧町	73	イ	12		0.04
旧知覧町	73	カ	1		0.11
旧知覧町	73	コ	1	イ	0.07
旧知覧町	74	イ	23	ア	0.12

市町村名	林小班				面積 (h a)
	林班	準林班	小班	枝番	
旧知覧町	75	オ	7		0.10
旧知覧町	76	オ	5	イ	1.10
旧知覧町	76	ク	3	ア	0.65
旧知覧町	77	オ	2		0.11
旧知覧町	78	サ	2	イ	0.06
旧知覧町	78	タ	31		0.02
旧知覧町	79	ウ	14	イ	0.04
旧知覧町	79	オ	24		0.52
旧知覧町	79	サ	23		0.03
旧知覧町	81	ケ	13		0.78
旧知覧町	81	ケ	14		0.09
旧知覧町	81	ケ	15	ア	0.77
旧知覧町	82	ア	10		0.11
旧知覧町	82	ア	11		0.17
旧知覧町	82	ア	14		0.13
旧知覧町	82	オ	10		0.11
旧知覧町	82	ク	7	イ	0.16
旧知覧町	82	ク	7	エ	0.18
旧知覧町	82	ク	7	オ	0.11
旧知覧町	82	ナ	18		0.46
旧知覧町	82	ナ	19	ア	0.14
旧知覧町	82	ナ	19	イ	0.12
旧知覧町	82	ナ	20	イ	0.81
旧知覧町	83	セ	4	ア	0.10
旧知覧町	83	タ	4		0.24
旧知覧町	83	ツ	2		0.63
旧知覧町	83	ニ	4		0.06
旧知覧町	83	ヌ	11	エ	0.32
旧知覧町	83	ヌ	12	キ	0.18
旧知覧町	83	ヌ	13	ア	0.21
旧知覧町	85	チ	4	ウ	0.38
旧知覧町	85	ツ	13	ア	0.04
旧知覧町	85	ツ	13	イ	0.08
旧知覧町	85	ツ	14	ア	0.03
旧知覧町	85	ヌ	20	イ	0.06
旧知覧町	85	ネ	13		0.03
旧知覧町	86	ウ	4	ア	0.24
旧知覧町	86	ク	20		0.30
旧知覧町	86	ク	35		0.23
旧知覧町	86	タ	13	ウ	0.10
旧知覧町	87	シ	4	ア	0.17
旧知覧町	88	キ	25		0.01
旧知覧町	88	ク	9		0.02
旧知覧町	88	ク	10		0.09
旧知覧町	88	ク	23		0.04
旧知覧町	88	ケ	12		0.05
旧知覧町	88	ケ	42	ア	0.06
旧知覧町	88	シ	23		0.10
旧知覧町	88	シ	34		0.08
旧知覧町	89	エ	26		0.10

市町村名	林小班				面積 (h a)
	林班	準林班	小班	枝番	
旧知覧町	89	エ	27		0.06
旧知覧町	89	ト	14		0.06
旧知覧町	89	ネ	19		0.03
旧知覧町	89	ネ	20		0.05
旧知覧町	89	ネ	21		0.02
旧知覧町	89	ネ	22		0.01
旧知覧町	89	ネ	23		0.02
旧知覧町	89	ハ	4	イ	0.04
旧知覧町	89	ハ	9	ア	0.02
旧知覧町	91	ケ	9		0.14
旧知覧町	91	ケ	24		0.10
旧知覧町	91	ケ	30		0.05
旧知覧町	91	ケ	32		0.05
旧知覧町	91	サ	41		0.02
旧知覧町	92	キ	2	ア	0.13
旧知覧町	92	キ	17		0.06
旧知覧町	92	キ	19		0.03
旧知覧町	92	キ	21		0.11
旧知覧町	92	ス	3		0.06
旧知覧町	92	ス	4		0.19
旧知覧町	92	ス	5		0.40
旧知覧町	92	ス	12		0.06
旧知覧町	92	ス	13		0.05
旧知覧町	93	コ	14	ウ	0.14
旧知覧町	93	コ	27		0.14
旧川辺町	1	エ	3		0.10
旧川辺町	5	セ	17		0.03
旧川辺町	5	セ	18		0.03
旧川辺町	5	ソ	31		0.04
旧川辺町	6	ア	57		0.01
旧川辺町	6	ア	64		0.15
旧川辺町	6	ウ	46		0.11
旧川辺町	6	ウ	47		0.13
旧川辺町	7	エ	11		0.02
旧川辺町	7	エ	60		0.01
旧川辺町	7	ク	23		0.10
旧川辺町	8	ス	25		0.06
旧川辺町	8	ス	26		0.01
旧川辺町	8	ス	29		0.01
旧川辺町	8	ス	31	イ	0.03
旧川辺町	8	ス	33		0.02
旧川辺町	8	ス	100	イ	0.04
旧川辺町	8	ス	101	イ	0.03
旧川辺町	8	ス	102	イ	0.05
旧川辺町	8	ス	103	イ	0.05
旧川辺町	8	ス	104	イ	0.23
旧川辺町	8	ス	105	イ	0.19
旧川辺町	8	セ	9		0.04
旧川辺町	8	セ	11		0.06
旧川辺町	11	オ	20	ア	0.15

市町村名	林小班				面積 (h a)
	林班	準林班	小班	枝番	
旧川辺町	12	キ	14		0.07
旧川辺町	13	オ	6	ウ	0.18
旧川辺町	13	オ	6	オ	0.22
旧川辺町	15	ウ	1		0.08
旧川辺町	17	エ	13		0.15
旧川辺町	17	キ	27		0.00
旧川辺町	20	ア	8		0.18
旧川辺町	31	オ	16		0.08
旧川辺町	34	キ	27	イ	0.28
旧川辺町	35	イ	1	イ	0.15
旧川辺町	35	エ	3		0.58
旧川辺町	37	イ	3		0.10
旧川辺町	37	イ	4		0.09
旧川辺町	38	イ	1		0.19
旧川辺町	38	イ	6		0.07
旧川辺町	39	エ	24	イ	0.03
旧川辺町	39	エ	25	イ	0.03
旧川辺町	39	エ	26		0.17
旧川辺町	39	エ	27	イ	0.04
旧川辺町	39	エ	28	エ	0.91
旧川辺町	40	ア	50	ア	0.03
旧川辺町	40	エ	13		0.01
旧川辺町	40	エ	14		0.01
旧川辺町	40	オ	2	イ	0.16
旧川辺町	40	オ	4		0.21
旧川辺町	40	オ	16		0.00
旧川辺町	40	オ	17		0.00
旧川辺町	40	チ	5		0.16
旧川辺町	41	オ	25		0.03
旧川辺町	41	オ	39		0.05
旧川辺町	43	カ	3		0.15
旧川辺町	45	ア	34	イ	0.03
旧川辺町	46	エ	23	ア	0.83
旧川辺町	51	イ	7		0.08
旧川辺町	51	ウ	18		0.14
旧川辺町	51	ウ	89	ア	0.02
旧川辺町	53	ス	33		0.01
旧川辺町	53	ス	34		0.11
旧川辺町	55	ク	5	イ	1.12
旧川辺町	56	コ	13		0.01
旧川辺町	56	コ	14		0.04
旧川辺町	56	コ	15		0.02
旧川辺町	56	シ	5		0.09
旧川辺町	56	シ	8		0.30
旧川辺町	56	シ	10		0.29
旧川辺町	56	シ	11		0.02
旧川辺町	56	シ	14		0.03
旧川辺町	56	ス	1		0.70
旧川辺町	56	ス	5		1.07
旧川辺町	57	ア	26	イ	0.04

市町村名	林小班				面積 (h a)
	林班	準林班	小班	枝番	
旧川辺町	57	ア	27	イ	0.03
旧川辺町	57	ア	77		0.04
旧川辺町	57	ア	78		0.01
旧川辺町	57	ア	79		0.01
旧川辺町	57	ア	80	イ	0.14
旧川辺町	57	イ	8	イ	0.22
旧川辺町	57	イ	9	イ	0.11
旧川辺町	58	ク	31		0.02
旧川辺町	59	ア	14		0.03
旧川辺町	59	ア	15		0.15
旧川辺町	59	ア	53		0.17
旧川辺町	59	イ	2		0.11
旧川辺町	59	イ	20	イ	0.03
旧川辺町	59	イ	21	イ	0.05
旧川辺町	59	イ	24	イ	0.04
旧川辺町	59	ウ	90		0.00
旧川辺町	59	ウ	92		0.00
旧川辺町	59	ウ	101		0.02
旧川辺町	59	ウ	102		0.00
旧川辺町	59	ウ	103		0.04
旧川辺町	59	ウ	104		0.01
旧川辺町	59	オ	1		0.04
旧川辺町	59	オ	16		0.02
旧川辺町	59	オ	17		0.01
旧川辺町	59	オ	18		0.00
旧川辺町	59	オ	24		0.01
旧川辺町	59	オ	26		0.02
旧川辺町	59	オ	55		0.01
旧川辺町	59	オ	58		0.02
旧川辺町	60	ア	44		0.01
旧川辺町	60	ア	46		0.67
旧川辺町	60	ア	47		0.01
旧川辺町	60	ウ	5	ウ	0.02
旧川辺町	60	オ	101		0.06
旧川辺町	60	カ	64		0.12
旧川辺町	60	カ	65		0.01
旧川辺町	60	カ	66		0.07
旧川辺町	60	カ	67		0.09
旧川辺町	60	カ	68		0.09
旧川辺町	62	ウ	7		0.03
旧川辺町	62	ウ	8		0.03
旧川辺町	62	ウ	9		0.05
旧川辺町	62	ウ	10		0.02
旧川辺町	62	ソ	14	イ	0.10
旧川辺町	62	ソ	18		0.08
旧川辺町	62	ソ	34		0.05
旧川辺町	62	タ	35	イ	0.01
旧川辺町	62	タ	36	イ	0.05
旧川辺町	62	タ	38	イ	0.05
旧川辺町	62	タ	39	イ	0.02

市町村名	林小班				面積 (h a)
	林班	準林班	小班	枝番	
旧川辺町	62	タ	40	イ	0.01
旧川辺町	62	タ	42	イ	0.06
旧川辺町	62	タ	43	イ	0.14
旧川辺町	62	タ	44	イ	0.25
旧川辺町	62	タ	46	イ	0.05
旧川辺町	62	タ	81	ア	0.19
旧川辺町	63	オ	192		0.26
旧川辺町	63	オ	193		0.14
旧川辺町	63	オ	195		0.12
旧川辺町	63	オ	196		0.08
旧川辺町	63	オ	197		0.09
旧川辺町	63	オ	198		0.05
旧川辺町	63	オ	200		0.07
旧川辺町	63	オ	201		0.03
旧川辺町	63	オ	202		0.06
旧川辺町	63	オ	203		0.05
旧川辺町	64	ク	3		0.07
旧川辺町	64	ク	4		0.02
旧川辺町	64	ク	5		0.04
旧川辺町	66	イ	1		0.02
旧川辺町	66	イ	2		0.03
旧川辺町	66	イ	3		0.01
旧川辺町	66	イ	5		0.01
旧川辺町	66	イ	6		0.04
旧川辺町	66	イ	18		0.01
旧川辺町	66	コ	27		0.02
旧川辺町	66	コ	28		0.08
旧川辺町	66	コ	66		0.09
旧川辺町	66	コ	67		0.04
旧川辺町	66	コ	68		0.02
旧川辺町	68	ウ	8		0.02
旧川辺町	68	ウ	10		0.05
旧川辺町	68	ウ	25		0.01
旧川辺町	68	オ	16		0.02
旧川辺町	68	オ	25		0.08
旧川辺町	68	オ	26		0.06
旧川辺町	68	オ	27		0.10
旧川辺町	68	オ	28		0.05
旧川辺町	68	オ	29		0.04
旧川辺町	68	オ	30		0.03
旧川辺町	68	オ	34		0.02
旧川辺町	68	オ	35		0.09
旧川辺町	68	オ	39		0.07
旧川辺町	69	ウ	20		0.09
旧川辺町	69	ク	25		0.07
旧川辺町	70	カ	35		0.02
旧川辺町	70	カ	40		0.01
旧川辺町	70	キ	25		0.03
旧川辺町	70	キ	26		0.12
旧川辺町	70	キ	98		0.01

市町村名	林小班				面積 (h a)
	林班	準林班	小班	枝番	
旧川辺町	71	エ	37		0.02
旧川辺町	71	エ	38		0.01
旧川辺町	71	セ	27	イ	0.13
旧川辺町	71	セ	37		0.10
旧川辺町	71	セ	38		0.05
旧川辺町	71	セ	39		0.05
旧川辺町	73	ク	1	イ	0.09
旧川辺町	73	ケ	4		0.10
旧川辺町	73	ケ	46		0.07
旧川辺町	74	ア	9	ウ	0.29
旧川辺町	74	エ	11		0.04
旧川辺町	75	カ	18		0.05
旧川辺町	75	カ	21		0.03
旧川辺町	75	カ	22		0.02
旧川辺町	75	カ	24		0.07
旧川辺町	75	カ	25		0.34
旧川辺町	75	ク	5		0.03
旧川辺町	75	ク	7		0.03
旧川辺町	75	ク	10		0.01
旧川辺町	75	ク	92		0.18
旧川辺町	75	ケ	49		0.01
旧川辺町	75	ケ	50		0.11
旧川辺町	76	ア	68	イ	0.06
旧川辺町	76	ア	69	イ	0.11
旧川辺町	76	ア	70	イ	0.05
旧川辺町	76	ア	71	ア	0.03
旧川辺町	76	イ	104		0.09
旧川辺町	76	サ	152		0.05
旧川辺町	76	サ	170		0.04
旧川辺町	76	ス	33		0.14
旧川辺町	77	ケ	1		0.05
旧川辺町	77	ケ	4	イ	0.06
旧川辺町	77	ケ	5		0.04
旧川辺町	77	ケ	6	イ	0.07
旧川辺町	77	ケ	44		0.08
旧川辺町	77	ケ	48	イ	0.07
旧川辺町	77	ケ	48	エ	0.02
旧川辺町	77	ケ	49	イ	0.01
旧川辺町	77	ケ	50	イ	0.02
旧川辺町	77	ケ	63	イ	0.03
旧川辺町	78	イ	22		0.05
旧川辺町	78	イ	23		0.11
旧川辺町	78	イ	24		0.06
旧川辺町	78	イ	25		0.01
旧川辺町	78	オ	19	イ	0.04
旧川辺町	78	カ	28	ウ	0.03
旧川辺町	79	オ	65		0.07
旧川辺町	79	カ	63		0.07
旧川辺町	79	カ	64		0.06
旧川辺町	79	カ	72		0.05

市町村名	林小班				面積 (h a)
	林班	準林班	小班	枝番	
旧川辺町	80	イ	77		0.10
旧川辺町	80	キ	34		0.04
旧川辺町	80	キ	35		0.06
旧川辺町	80	キ	36		0.03
旧川辺町	80	キ	37		0.01
旧川辺町	80	キ	38		0.07
旧川辺町	80	キ	49		0.05
旧川辺町	80	キ	50		0.02
旧川辺町	80	キ	51		0.02
旧川辺町	80	キ	52		0.03
旧川辺町	80	ク	11		0.27
旧川辺町	81	イ	3	エ	0.14
旧川辺町	81	イ	4	ウ	0.34
旧川辺町	81	イ	51		0.03
旧川辺町	81	イ	53		0.02
旧川辺町	81	ウ	1		0.26
旧川辺町	82	ウ	2		0.01
旧川辺町	82	ウ	5		0.12
旧川辺町	82	ウ	18	イ	0.03
旧川辺町	82	ウ	19		0.05
旧川辺町	82	オ	76		0.02
旧川辺町	82	オ	78		0.02
旧川辺町	82	サ	78		0.05
旧川辺町	83	ア	34		0.29
旧川辺町	83	エ	11		0.07
旧川辺町	83	エ	14		0.12
旧川辺町	84	ア	39		0.08
旧川辺町	84	イ	34	ア	0.03
旧川辺町	85	ア	38		0.07
旧川辺町	85	ケ	13		0.05
旧川辺町	85	ケ	14		0.04
旧川辺町	85	ケ	15		0.04
旧川辺町	85	ケ	18		0.07
旧川辺町	85	ケ	23		0.02
旧川辺町	85	サ	72		0.03
旧川辺町	85	サ	73		0.02
旧川辺町	86	エ	1	イ	0.05
旧川辺町	86	エ	2		0.01
旧川辺町	86	オ	2	イ	0.17
旧川辺町	86	オ	47		0.17
旧川辺町	86	カ	17		0.19
旧川辺町	88	ア	4		0.39
旧川辺町	88	ア	24		0.28
旧川辺町	88	イ	55	イ	0.04
旧川辺町	88	イ	55	ウ	0.05
旧川辺町	88	カ	22		0.03
旧川辺町	88	カ	23		0.03
旧川辺町	88	カ	25		0.02
旧川辺町	88	カ	27		0.02
旧川辺町	88	カ	38		0.16

市町村名	林小班				面積 (h a)
	林班	準林班	小班	枝番	
旧川辺町	88	コ	49		0.13
旧川辺町	88	セ	2		0.02
旧川辺町	88	セ	3		0.05
旧川辺町	88	ソ	6		0.23
旧川辺町	88	タ	6	ア	0.08
旧川辺町	88	タ	8		0.03
旧川辺町	88	タ	35	ア	0.06
旧川辺町	88	タ	38		0.05
旧川辺町	89	ア	1		0.08
旧川辺町	89	イ	3		0.15
旧川辺町	89	イ	4		0.02
旧川辺町	89	イ	5		0.06
旧川辺町	89	カ	5		0.16
旧川辺町	89	カ	8		0.07
旧川辺町	89	カ	11		0.11
旧川辺町	89	カ	16		0.05
旧川辺町	89	カ	17		0.10
旧川辺町	89	ケ	24		0.10
旧川辺町	90	エ	17		0.20
旧川辺町	90	ケ	4		0.12
旧川辺町	90	ケ	5		0.13
旧川辺町	90	ケ	6		0.11
旧川辺町	90	コ	24		0.06
旧川辺町	91	オ	11		0.10
旧川辺町	91	キ	16	ア	0.44
旧川辺町	91	コ	10		0.48
旧川辺町	91	サ	11		0.04
旧川辺町	91	シ	59		0.07
旧川辺町	92	イ	4		0.10
旧川辺町	92	ウ	6	ウ	0.24
旧川辺町	93	エ	7		0.13
旧川辺町	93	エ	8		0.01
旧川辺町	93	オ	23	イ	0.24
旧川辺町	93	オ	29	イ	0.09
旧川辺町	93	オ	31	ア	0.08
旧川辺町	93	オ	32		0.24
旧川辺町	93	カ	2		0.29
旧川辺町	93	キ	12	イ	0.10
旧川辺町	94	ク	13		0.05
旧川辺町	94	ク	20		0.14
旧川辺町	94	シ	13		0.05
旧川辺町	94	シ	14	イ	0.06
旧川辺町	94	シ	29	イ	0.04
旧川辺町	95	ウ	23	イ	0.05
旧川辺町	95	ウ	24		0.11
旧川辺町	95	ウ	34		0.35
旧川辺町	95	キ	9	オ	0.35
旧川辺町	96	カ	40		0.03
旧川辺町	96	キ	46		0.60
旧川辺町	97	キ	33	イ	0.09

市町村名	林小班				面積 (h a)
	林班	準林班	小班	枝番	
旧川辺町	98	ア	30	イ	0.20
旧川辺町	98	エ	20		0.08
旧川辺町	98	エ	23		0.10
旧川辺町	98	エ	69	イ	0.17
旧川辺町	99	イ	27	イ	0.13
旧川辺町	99	ウ	9	イ	0.09
旧川辺町	99	ウ	12		0.02
旧川辺町	99	オ	6	イ	0.18
旧川辺町	99	オ	11		0.22
旧川辺町	99	オ	12		0.10
旧川辺町	99	ク	19	ア	0.12
旧川辺町	100	イ	29		0.14
旧川辺町	102	イ	32		0.09
旧川辺町	102	イ	33		0.03
旧川辺町	102	セ	6		0.07
旧川辺町	103	ア	17		0.08
旧川辺町	103	ア	18		0.18
旧川辺町	103	エ	39		0.07
旧川辺町	103	オ	23	ア	0.02
旧川辺町	103	コ	57		0.15
旧川辺町	105	ア	58		0.01
旧川辺町	105	ア	65		0.08
旧川辺町	105	イ	13		0.16
旧川辺町	105	イ	14		0.16
旧川辺町	105	イ	58	イ	0.14
旧川辺町	105	ウ	106		0.11
旧川辺町	105	ウ	107		0.11
旧川辺町	105	エ	47	イ	0.11
旧川辺町	105	エ	73		0.04
旧川辺町	105	ケ	88		0.03
旧川辺町	105	ケ	89		0.32
旧川辺町	105	ケ	94		0.01
旧川辺町	105	シ	2		0.03
旧川辺町	106	ウ	3		0.20
旧川辺町	107	ウ	3		0.05
旧川辺町	107	ウ	5		0.09
旧川辺町	107	ウ	8		0.01
旧川辺町	107	ウ	9		0.03
旧川辺町	107	ウ	10		0.06
旧川辺町	107	ウ	11		0.05
旧川辺町	107	カ	5	ア	0.04
旧川辺町	107	キ	8		0.14
旧川辺町	107	ク	16	ア	0.02
旧川辺町	107	ク	16	イ	0.04
旧川辺町	107	ク	17	ア	0.02
旧川辺町	107	ク	18		0.06
旧川辺町	107	ク	20		0.08
旧川辺町	107	ケ	54		0.07
旧川辺町	107	ケ	55		0.08
旧川辺町	107	ケ	62		0.01

市町村名	林小班				面積 (h a)
	林班	準林班	小班	枝番	
旧川辺町	107	コ	35		0.12
旧川辺町	107	コ	37		0.03
旧川辺町	107	サ	30		0.08
旧川辺町	107	サ	48		0.09
旧川辺町	107	サ	49		0.17
旧川辺町	107	サ	50		0.04
旧川辺町	108	ア	6		0.13
旧川辺町	108	ア	7		0.01
旧川辺町	108	ア	44		0.22
旧川辺町	108	イ	70		0.14
旧川辺町	108	イ	79		0.01
旧川辺町	108	ウ	11		0.09
旧川辺町	108	ウ	27	ア	0.09
旧川辺町	108	ウ	29		0.09
旧川辺町	108	ウ	31		0.01
旧川辺町	108	エ	10		0.08
旧川辺町	108	オ	64		0.09
旧川辺町	108	オ	66		0.01
旧川辺町	110	オ	76		0.20
旧川辺町	110	カ	91		0.19
旧川辺町	111	オ	76		0.10
旧川辺町	111	カ	39		0.07
旧川辺町	111	コ	89		0.04
旧川辺町	111	コ	90		0.04
旧川辺町	111	コ	91		0.06
旧川辺町	111	シ	2	ア	0.11
旧川辺町	111	シ	3		0.07
旧頼娃町	2	イ	40		0.18
旧頼娃町	4	イ	31		0.09
旧頼娃町	5	イ	83		0.01
旧頼娃町	5	ウ	34	ア	0.22
旧頼娃町	5	エ	2		0.05
旧頼娃町	5	エ	5		0.12
旧頼娃町	5	エ	70		0.47
旧頼娃町	5	オ	56		0.07
旧頼娃町	5	オ	57		0.06
旧頼娃町	5	オ	58		0.11
旧頼娃町	5	オ	70		0.11
旧頼娃町	5	カ	19		0.14
旧頼娃町	5	キ	1		0.20
旧頼娃町	5	キ	2		0.07
旧頼娃町	5	キ	3		0.04
旧頼娃町	5	キ	10		0.06
旧頼娃町	5	キ	39		0.21
旧頼娃町	5	キ	83		0.16
旧頼娃町	6	ア	63		0.20
旧頼娃町	6	ウ	42		0.10
旧頼娃町	6	ウ	44		0.05
旧頼娃町	6	ウ	45		0.05
旧頼娃町	6	ウ	46		0.09

市町村名	林小班				面積 (h a)
	林班	準林班	小班	枝番	
旧穎娃町	6	ウ	47		0.04
旧穎娃町	7	イ	4		0.17
旧穎娃町	10	ケ	5		0.07
旧穎娃町	10	ケ	66		0.04
旧穎娃町	10	ケ	67		0.05
旧穎娃町	10	ケ	68		0.02
旧穎娃町	10	ケ	75		0.17
旧穎娃町	10	コ	13		0.15
旧穎娃町	10	コ	46		0.10
旧穎娃町	13	エ	39		0.02
旧穎娃町	15	ア	111		0.12
旧穎娃町	18	イ	26	ア	0.06
旧穎娃町	18	オ	46		0.15
旧穎娃町	19	ア	3		0.05
旧穎娃町	19	ア	4		0.08
旧穎娃町	19	キ	63	ウ	0.14
旧穎娃町	19	ケ	145		0.04
旧穎娃町	19	コ	61		0.04
旧穎娃町	19	コ	64		0.02
旧穎娃町	19	コ	72		0.06
旧穎娃町	19	コ	73		0.02
旧穎娃町	20	カ	24		0.15
旧穎娃町	20	カ	25		0.16
旧穎娃町	21	オ	35		0.12
旧穎娃町	21	オ	36		0.03
旧穎娃町	22	イ	136		0.04
旧穎娃町	22	イ	137		0.08
旧穎娃町	23	ウ	63		0.14
旧穎娃町	24	ウ	33		0.14
旧穎娃町	24	エ	24		0.15
旧穎娃町	24	オ	9		0.13
旧穎娃町	26	ア	15		0.08
旧穎娃町	27	イ	2		0.05
旧穎娃町	27	イ	5		0.03
旧穎娃町	27	イ	7		0.03
旧穎娃町	27	イ	11		0.01
旧穎娃町	27	イ	12		0.01
旧穎娃町	29	エ	83		0.01
旧穎娃町	29	エ	84		0.09
旧穎娃町	29	オ	31	イ	0.15
旧穎娃町	29	オ	37	ア	0.05
旧穎娃町	29	オ	54		0.15
旧穎娃町	29	オ	60		0.06
旧穎娃町	29	カ	104		0.08
旧穎娃町	32	エ	71	イ	3.22
旧穎娃町	33	ア	25		0.22
旧穎娃町	33	ア	37		0.11
旧穎娃町	33	イ	4		0.05
旧穎娃町	33	イ	5		0.20
旧穎娃町	33	イ	6		0.18

市町村名	林小班				面積 (h a)
	林班	準林班	小班	枝番	
旧穎娃町	33	イ	14		0.05
旧穎娃町	33	イ	15		0.07
旧穎娃町	33	ウ	3	キ	0.56
旧穎娃町	33	サ	64		0.15
旧穎娃町	33	サ	76		0.10
旧穎娃町	33	シ	31	ウ	0.02
旧穎娃町	33	シ	32	イ	0.11
旧穎娃町	33	シ	34	イ	0.04
旧穎娃町	33	シ	35	イ	0.05
旧穎娃町	34	ウ	23	イ	0.13
旧穎娃町	34	ウ	23	ウ	0.04
旧穎娃町	34	ウ	23	エ	0.01
旧穎娃町	34	ウ	24		0.05
旧穎娃町	34	ウ	25		0.04
旧穎娃町	34	ウ	33		0.02
旧穎娃町	35	ウ	29		0.08
旧穎娃町	35	ウ	30		0.09
旧穎娃町	35	オ	27		0.27
旧穎娃町	35	カ	17	イ	0.60
旧穎娃町	35	カ	18		0.08
旧穎娃町	36	ア	27		0.32
旧穎娃町	36	エ	1		0.23
旧穎娃町	36	エ	3		0.05
旧穎娃町	36	エ	42		0.37
旧穎娃町	38	イ	43		0.12
旧穎娃町	38	イ	44		0.12
旧穎娃町	38	ウ	17	ウ	0.47
旧穎娃町	38	エ	1	ア	5.15
旧穎娃町	38	エ	11		0.17
旧穎娃町	38	エ	12		0.23
旧穎娃町	38	エ	13		0.06
旧穎娃町	39	ウ	1		2.47
旧穎娃町	39	カ	20		0.10
旧穎娃町	39	ソ	18		0.13
旧穎娃町	40	キ	16		0.10
旧穎娃町	40	キ	17		0.14
旧穎娃町	40	キ	18		0.08
旧穎娃町	40	キ	26		0.08
旧穎娃町	40	キ	27		0.12
旧穎娃町	40	キ	28		0.07
旧穎娃町	40	キ	29		0.05
旧穎娃町	40	キ	30		0.04
旧穎娃町	40	ク	6	イ	0.19
旧穎娃町	41	カ	1		0.20
旧穎娃町	42	ア	1		0.22
旧穎娃町	43	ア	21		0.17
旧穎娃町	43	ア	22		0.16
旧穎娃町	43	オ	24		0.18
旧穎娃町	44	イ	5		0.13
旧穎娃町	44	イ	10		0.15

[illegible][illegible]

【別表 3】

[illegible]

		-オ-5～10, 50-カ-18, 51-オ-16, 51-カ-66, 51-ク-1, 52-シ-29, 54-オ-1-イ・ウ, 54-オ-2-ア, 54-キ-5-ア, 54-キ-6, 54-ク-4-ア, 54-ク- 5～7, 54-ク-8-イ, 54-ク-2・3, 62-サ-5, 72-ウ-9, 82-シ-14・34, 86-ア-3・10・12・13, 86-エ-46～50・53～56・78, 86-カ-22, 86-ク- 61・62, 87-ウ-7, 88-セ-37-ア, 88-セ-40, 88-ソ-1, 88-タ-88・90～ 92, 89-ク-4, 90-オ-18, 90-ス-1, 91-イ-7, 91-エ-1～3, 91-エ-4- ア・ウ, 91-エ-5・6・8～10, 93-イ-37-ア・ウ・エ, 93-エ-18・19, 93-カ-10 , 93-キ-49・50, 94-ア-1-ア, 94-オ-2-イ, 95-カ-36-ア, 99-ウ-23・25 , 99-エ-1, 100-ア-4・5, 101-ウ-1・47・76, 102-コ-3-ア, 102-コ- 8・9, 103-ア-13, 103-オ-9・10・13・16・17, 103-カ-2・4・6, 103-キ- 8・9, 103-キ-10-イ, 103-コ-108, 104-エ-30, 108-カ-10・96・99・ 100・103・120・123, 108-キ-3, 109-キ-11・12・14・16・19・26, 110- ア-4, 110-カ-73, 110-ク-62・63・66・68, 110-コ-1, 111-エ-79, 111-エ-82-イ, 111-オ-70・71, 111-カ-46 旧瀬娃町 2-ア-22～25・27・29～34・36・37・47・49, 2-イ-3, 2-カ-1・5・6・8・9・ 25～27・30・32・38・44～51・53～58・61～63, 3-ア-1・2, 3-ウ-1～3 , 3-エ-7, 3-オ-1, 3-カ-3・4, 3-キ-2・6・13・17・25・28, 3-ク-22・25 ・27, 5-ア-26・35～39・42・43・45・106, 5-イ-66～69・71・72・76・77 ・79・80・82・89・91, 5-ウ-1・8・10・17～21・31・33・38・47～50・53・ 55～58・63・65・73・94・96・126, 5-エ-14・20・23・27～29・32・34～ 37・68・69, 5-オ-30, 8-イ-11, 8-イ-130-ア, 9-ウ-21・43, 10-カ-43 ・45～47, 10-キ-2・17～19, 10-ク-82, 11-ア-55・69・73・74, 13-ウ -1, 15-ウ-12～18・25, 16-イ-15・71・72・99・100・113・114・119・12 0・121, 19-イ-63, 19-オ-77, 19-カ-9, 19-カ-27-D, 19-カ-30～34 , 19-キ-1～3, 19-キ-63-ア・イ, 19-キ-74, 19-ク-16～18・23, 19-ク -4～6・16～18・52・61・62・75・105, 19-コ-12・23・25・26・49・57・69 ・70, 21-オ-60, 23-ウ-43, 24-ウ-31, 24-エ-25, 27-ウ-47, 27-エ- 78, 28-イ-1・2・12, 28-ウ-1, 28-オ-2・8・10, 29-ア-28・30, 30-ア- 4・13, 30-イ-1・2・4・6・11・12, 30-ウ-5～7・10・15～17・19・21・25・ 28・32, 30-オ-1・2・8・16～18・20・25・26・35・41～43・46・48・51・55 ～57・62・63・66～68・70・71, 30-カ-11, 31-ア-8・10・12・14・16～ 18・22・24, 31-イ-1・26・27・38～40, 32-ア-7-イ, 32-ア-48-イ, 32- イ-18-イ, 32-イ-22-イ, 33-ア-36, 33-イ-11～13・26・42・45, 33-ウ- 3-ア～カ・ク～シ, 33-ウ-3・5・6, 33-ウ-7-ア, 33-ウ-8・10～12, 33-エ- 14, 33-オ-8・11, 33-カ-2, 33-キ-2, 33-ク-6-ア, 33-コ-34-イ, 33- サ-19・20・31・38～42・44・45・50・51・61・62・75・78～80・97・98, 33-シ-17・23, 34-ア-3・8・9・15・17・22～24・88・89・103・105・121, 34-ウ-11・13～17・20～22, 34-ウ-23-ア, 34-ウ-23・26・27・34・35, 34-カ-10・11・15・16・18・19・30・34・37～39・47・50・53～55, 34-キ- 3・5・11・12, 34-ク-5～8, 34-ク-2・14・15, 34-コ-6・16, 39-ア-18- ア・イ・エ～ク, 40-ア-12, 43-ウ-2・85, 44-ア-3・4・31, 44-イ-2・15・16 ・17・19・20, 45-オ-12・21, 45-サ-36-ア, 45-サ-37-ア, 45-サ-55・62 , 47-カ-2・8～10・13・14, 48-イ-1・21・59～61・63～67・80・81・93・ 95・96, 48-ウ-3・5, 49-エ-76, 51-ア-29, 51-オ-42, 53-カ-83, 55-イ-7・8, 55-オ-34-イ, 55-オ-46, 59-ア-3・5, 59-ア-6-ア, 59-ア- 8～11・14～18・21・24・25, 60-イ-5・21・22, 60-エ-23・40・50・51, 60-オ-1・25・29・30・34, 61-イ-16-ア・イ・エ・カ・ク～コ, 61-ウ-1, 62-ア-	(308. 37)
--	--	--	-----------

		95, 62-イ-1, 62-イ-2-イ, 62-イ-5, 63-オ-1-ア〜オ, 63-オ-2, 64-ア-1・13・17, 64-ウ-5・6・17, 66-ア-28・49, 66-イ-3・99・101・111, 66-エ-28・29・31〜33・38〜46・50・51, 67-ア-8, 67-イ-47〜49・51・57〜59・62〜68・71, 68-ア-10, 68-イ-9・104, 68-カ-1・2・22・29・30・33・44・50〜54・90〜92・94・97・99・107〜109・120・121, 69-ア-1・146・163・184, 69-イ-1-ア, 69-イ-2〜8・20・22, 69-ウ-1・2・86・158・284, 69-キ-21・22, 70-ア-1・2・33・35・36, 70-イ-1・3〜8, 70-ウ-1〜6, 70-エ-1〜3	
土地に関する災害の防止機能, 土壌の保全の機能, 快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	旧知覧町 41-ウ-4, 41-エ-1〜12, 42-イ-44・45 旧川辺町 49-イ-1・3・4, 49-エ-23〜26 旧頰娃町 2-ア-22〜25・27・29〜34・36・37・47・49, 2-イ-3, 2-カ-5・6・8・9・25〜27・30・32・38・44〜51・53〜58・61〜63, 3-ア-1・2, 3-ウ-1〜3, 3-エ-7, 3-オ-1, 3-カ-3・4, 3-キ-2・6・13・17・25・28, 3-ク-22・25・27, 5-ア-26・35〜39・42・43・45, 5-イ-66〜69・71・72・76・77・79・80・82・89・91, 5-ウ-1・8・10・17〜21・31・33・38・47〜50・53・55〜58・63・65・73・94・96・126, 5-エ-14・20・23・27〜29・32・34〜37・68・69, 10-カ-43・45〜47, 10-キ-2・17〜19, 10-ク-82, 11-ア-55・69・73・74, 15-ウ-12〜18・25, 16-イ-15・71・72・99・100・113・114・119〜121, 19-カ-9, 19-カ-27-D, 19-カ-30〜34, 19-キ-1〜3・63・74, 19-ク-16〜18・23, 19-ケ-4〜6・16〜18・52・61・62・75・105, 19-コ-12・23・25・26・49・57・61・64・69・70・72・73, 30-ア-4・13, 30-イ-1・2・4・6・11・12, 30-ウ-5〜7・10・15〜17・19・21・25・28・32, 30-オ-1・2・8・16〜18・20・25・26・35・41〜43・46・48・51・55〜57・62・63・66〜68・70・71, 31-ア-8・10・12・14・16〜18・22・24, 31-イ-1・26・27・38〜40, 33-ウ-3-オ, 33-ウ-3-キ〜シ, 33-ウ-5, 33-サ-38〜42・44・45・50・51・61・62・75・78〜80・97・98, 34-ア-3・8・9・15・17・22〜24・88・89・103・105・121, 34-ウ-11・13〜17・20〜24・26・27・34・35, 34-カ-10・11・15・16・18・19・30・34・37〜39・47・50・53〜55, 34-キ-3・5・11・12, 34-ク-5〜8, 34-ケ-2・14・15, 34-コ-6・16, 44-ア-3・4・31, 44-イ-2・5・10・11・15〜17・19・20, 47-カ-2・8〜10・13・14, 48-イ-1・21・59〜61・63〜67・80・81・93・95・96, 48-ウ-3・5, 55-イ-7・8, 59-ア-3・5・6・8〜11・14〜18・21・24・25, 60-イ-21・22, 60-エ-23, 60-エ-50, 60-オ-25・29, 62-イ-1, 62-イ-2-イ, 62-イ-5, 68-カ-1・2・22・29・30・33・44・50〜54・90〜92・94・97・99・107〜109・120・121, 69-ア-1・146・163・184, 69-イ-1-ア, 69-イ-2〜8・20・22, 69-ウ-1・2・86・158・284, 69-キ-21・22, 70-ア-1・2・33・35・36, 70-イ-1・3〜8, 70-ウ-1〜6, 70-エ-1〜3	292. 10 (30. 44) (44. 41) (217. 25)
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	—

	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進する森林	—	—

※1 複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）として指定した区域については、伐採率を70%以下とする。

※2 択伐による複層林施業を推進すべき森林として指定した区域については、伐採率を30%（市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものは40%）以下とする。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、不在村森林所有者に対しては、南九州市及び森林組合などの林業事業体がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させるとともに、林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参加を促す。

(2) その他

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

南九州市において、多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推進していくにあたっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。

このため、特に、森林経営に消極的な森林所有者については、意欲ある林業事業体への森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営規模の拡大を図るため、市、林業事業体等が連携して、森林経営に消極的な森林所有者に対し、森林施業や経営の委託に係る情報提供や普及啓発活動、あっせん等を積極的に行い、意欲ある林業事業体等への長期の委託を進める。

また、森林経営の委託等が円滑に進むよう林業事業体等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を図るとともに、委託を受けた林業事業体等による森林経営計画の作成を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模拡大の目標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺森林について森林所有者の申し出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

本市においては、令和元年度からの20年間の年次計画により対象区域の森林所有者に対して

森林の経営管理の意向に関する調査を実施している。森林所有者から経営管理の意向がある場合においては、対象森林が林業経営に適しているか否かを現地調査を実施したうえで報告している。

林業経営に適している森林については、長期的・計画的な森林整備を実施するため、本市に事業所を有し森林経営計画の認定を受けている林業事業者等へ斡旋していくことで適切な森林整備に繋げることを基本としており、今後においても同様に推進していく。

また、対象森林においては、これまで森林整備がなされておらず、林道から遠距離で作業路等も整備されていない状況が見込まれることから、森林環境譲与税を活用しながら環境を整え整備の推進を図っていくこととする。

5 その他必要な事項

森林組合などの林業事業者の中で「意欲と実行力のあるもの」が森林経営の主体となりうるよう、施業集約化に向けた合意形成・計画作りの段階でのイコールフットイング（条件の同一化）を図るために必要な森林情報を公平に提供する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

零細な森林所有者が大半を占める本市において、個人で伐採、造林、保育、間伐等の森林施業や路網の維持管理等を計画的に実施することは困難であることから、施業の共同化を助長し、合理的な森林経営を推進する必要がある。

このようなことから、森林施業を計画的、効率的に行うため、市・林業事業者・森林所有者等が一体となって森林施業の推進体制を整備し、地域単位での森林施業の共同化を図っていくこととする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

市、林業事業者、森林所有者等の関係者が合意形成及び国有林との連携に努めるとともに、施業実施協定や森林経営計画の活用等により、森林施業の共同実施、作業路網の整備・維持管理、林業機械の導入を計画的かつ効率的に行い、森林施業の実施を促進する。

また、森林施業に消極的な森林所有者に対しては、森林の機能・管理の重要性についての普及啓発を図り、森林施業の共同化への参画意欲の拡大を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

ウ 共同施業実施者の一人が（ア）又は（イ）により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

路網については、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設であり、山村の生活環境の整備等にも資する面も有することから、計画的な整備を促進することとする。

また、整備に当たっては、コスト削減を図りつつ、周辺環境との調和を図ることとする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進していく上で重要な要素となっている林業生産性や労働生産性の向上を図るため、施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等も用いた低コストで効率的な作業システムによる施業の普及・定着を図ることとする。

その際、地形、地質、森林の状態などの自然条件や、森林の所有形態、事業体の経営方針、経営規模、木材加工業の状況等を勘案しつつ、路網と林業機械等を組み合わせた最適な作業システムを導入するものとする。

特に、公有林、森林整備公社有林等の分収林、大規模森林所有者有林、森林所有者との長期の施業の委託により施業の集約化・共同化を行い面的なまとまりを持った森林であって、緩～中傾斜の森林においては、路網整備と併せた効率的な森林施業を推進することとする。

なお、作業システムの効果的な運用に必要な路網密度の水準の目安については下表のとおりとする。このうち、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			林道・林業専用道
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	110～250	30～40
中傾斜地 (15～30°)	車両系	85～200	23～34
	架線系	25～75	
急傾斜地 (30～35°)	車両系	60<50>～150	16～26
	架線系	20<15>～50	
急峻地 (35°～)	架線系	5～15	5～15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

林道等の既設路網や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況を勘案して、効率的な森林施業を推進する箇所を「路網整備等推進区域」として設定する。

なお、計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を下表のとおり設定する。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
知覧町郡八反畑	27	八反畑桑代線	1,500	①	
川辺町上山田大谷	93	大谷山内ヶ谷線	4,450	②	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

基幹路網については、原則として、一般車両の走行を想定した「林道」及び主として森林施業のために利用する森林施業用の車両の走行を想定した「林業専用道」に区分する。

林業専用道の整備にあたっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため地形、地質の面から十分な検討を行い、規格・構造の簡素化を旨として、概ね30度以下の斜面に開

設することを基本に、できるだけ地形に沿うものとする。

なお、詳細については、「鹿児島県林業専用道作設指針（平成 23 年 4 月鹿児島県環境林務部作成）」に則って行うこととする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画について、下表のとおりとする。

開設/ 拡張	種類	区分	位 置 (字, 概等)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備 考
開 設	自動車道	林業専用道	旧知覧町	八反畑桑代	1,500m	27	○	①	
開 設	自動車道	指定林道	旧川辺町	大谷山内ヶ谷	4,450m	93	○	②	
開設計				2	5,950m	120			
拡張(改良)	自動車道		旧知覧町	木床	1,875m	131		③	
拡張(改良)	自動車道		旧知覧町	柚木	1,080m	19		④	
拡張(改良)	自動車道		旧知覧町	南駒瀬	1,214m	34		⑤	
拡張(改良)	自動車道		旧知覧町	長尾	3,945m	82		⑥	
拡張(改良)	自動車道		旧川辺町	大谷	1,500m	51		⑦	
拡張(改良)	自動車道		旧川辺町	宮上別府	2,800m	69		⑧	
拡張(改良)	自動車道		旧川辺町	深野木	600m	34		⑨	
拡張(改良)	自動車道		旧川辺町	峯尾	1,960m	110		⑩	
拡張(改良)	自動車道		旧川辺町	志奈志	1,640m	111		⑪	
拡張(改良)	自動車道	指定林道	旧川辺町	今田八瀬尾	3,000m	941	○	⑫	
拡張(改良)計				10	19,614m	1,582			
拡張(舗装)	自動車道		旧穎娃町	山口	666m	48		⑬	
拡張(舗装)	自動車道		旧穎娃町	寺仲須	1,600m	50		⑭	
拡張(舗装)	自動車道		旧知覧町	赤木	1,692m	42		⑮	
拡張(舗装)	自動車道		旧知覧町	横枕	4,726m	95		⑯	
拡張(舗装)	自動車道		旧知覧町	扇山	2,005m	115		⑰	
拡張(舗装)	自動車道		旧知覧町	荒岳	1,050m	85		⑱	
拡張(舗装)	自動車道		旧知覧町	牧添加治佐	1,450m	68		⑲	
拡張(舗装)	自動車道		旧知覧町	宮谷	1,534m	46		⑳	
拡張(舗装)	自動車道		旧知覧町	長谷	809m	54		㉑	
拡張(舗装)	自動車道		旧知覧町	大隣	1,142m	29		㉒	
拡張(舗装)	自動車道		旧知覧町	長尾	3,945m	82		㉓	
拡張(舗装)	自動車道		旧川辺町	鏡石	980m	16		㉔	
拡張(舗装)	自動車道		旧川辺町	八尻	2,655m	119		㉕	
拡張(舗装)	自動車道		旧川辺町	大田尾	2,933m	89		㉖	
拡張(舗装)計				14	27,187m	938			

注 1 開設及び拡張の別

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林地台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定めるとともに、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

細部路網については、原則として、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定した「森林作業道」に区分する。

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため林業機械の走行を想定した道であり、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えうるよう丈夫で簡易な構造とする。

整備に当たっては、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組み合わせを考慮し、既設林道等も踏まえながら森林内での作業の効率性が最大となるよう配置することとする。

また、地形、地質、気象条件はもとより、水系や地下構造の資料等により確認するとともに、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息、生育の状況なども考慮する。

さらに、森林作業道オペレーター研修終了者等による低コストで耐久性のある路網の整備を進めるものとする。

なお、詳細については、「鹿児島県森林作業道作設指針（平成23年3月鹿児島県環境林務部作成）」に則って行うものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

鹿児島県森林作業道作設指針（平成23年3月鹿児島県環境林務部作成）に基づき、継続的に森林作業道が利用できるよう適性に管理する。

4 その他必要な事項

林道と施業対象地を有機的に接続し、保育、間伐などの集約的な施業を確保するために森林作業道の整備を促進することとし、また、所有規模が小さく、一体的な施業の実施が期待される地域にあっては、森林所有者などが共同して作業路等を開設、利用管理を行うなど効率的な路網の整備に努めることとする。

そのために、必要な山土場、機材管理施設等の必要な施設の整備を推進し、作業の効率化及び施設コストの低減に努めることとする。

なお、施設の整備等について、下表のとおりとする。

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	番 号
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

林業の担い手の育成については、本市においても、地域の活性化や適正な森林整備の推進を図る上で重要な課題である。

緑の雇用等をはじめとする担い手の育成に向けた国・県・市などの各般の取り組みにより、林業就業者の新規参入の動きが一部見られるものの、未だ十分ではなく、林業に従事する人材の育成を一層推進する必要がある。

このため、市・林業事業体等の関係者が連携しながら、引き続き、林業労働者・林業後継者の育成に努めるとともに、雇用の場である林業事業体についての体質強化に向けた取り組みを積極的に推進する。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 林業労働者の育成

林業事業体への施業委託の推進や施業の集約化等に伴う事業量の安定的確保により

雇用の安定化、長期化を図るとともに、各種社会保険への加入の促進等により就労条件の向上に努める。

また、林業労働者に対する各種研修会、林業技術講習会等の受講を促進し、技術の向上や労働災害の軽減を図るとともに、各種資格取得のための支援を行う。

イ 林業後継者の育成

後継者が安定して林業経営を維持できるよう特用林産物との複合経営による生産振興を図る。

また、森林所有者や一般市民等を対象に行う林業体験等への取り組みを通じて森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介していく。

さらに、各種林業補助施策の導入について積極的に検討し、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図る。

(3) 林業事業体の体質強化方策

当南九州市管内では、これまで関係機関等が一体となって、事業体の経営の合理化、体質の強化に向けた取組が進められてきている。今後とも、施業の集約化等による事業量の確保、生産性の向上につながる高性能林業機械等の導入及び活用、路網整備等諸施策を推進し、林業事業体の経営基盤の強化を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

南九州市の人工林は4～9 齢級の保育、間伐等の森林施業が必要な時期となっている森林が18 %であり、主伐期を迎えている人工林が81%と大部分を占めてきているが、現在の林家の経営規模は零細で、かつ、林道等の基盤整備も十分でないことから機械化の遅れは顕著である。

また、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入は重要な課題である。

今後は林道・林業専用道等路網の整備を図りつつ、地形や作業システムに応じた高性能林業機械の導入を推進する。

さらに現地における検討会、先進地研修における研修等を開催しオペレーターの養成も併せて行う。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

区 分	作 業 システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運 搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150～ 200	30～ 75	ハーベスタ チェーンソー	グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	200～ 300	40～ 100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100～ 300	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30～35°)	車両系	300～ 500	50～ 125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150～ 500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急 峻 地 (35°～)	架線系	500～ 1500	500～ 1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材の生産・加工については、必要な路網整備や高性能林業機械の導入により生産性を高め、更に南薩木材加工センターを核として、流通から加工に至る効率的・安定的な供給体制の整備を進める。さらに、南九州市内に建設される公共施設、一般住宅等の木材化を推進する。

特用林産物としては、タケノコ、キノコ類が主に生産されているが、安価な外国産の製品の輸入により、流通経路の開発が困難となっている他、生産者の高齢化等により、生産者の経営は厳しい状況にある。今後は、農業協同組合等と連携して販路の拡大に努め生産振興を図る。

サカキ、ヒサカキ、シキミ等の枝物についても生産技術の向上を図り施設整備の推進をするとともに近年の自然食品嗜好に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し、利用方法を開発することで地域の特産品として育成する。

木材の流通、販路施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販路施設の整備計画は下表のとおりである。

【林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画】

施設の種類	現 状 (参考)			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
製材工場	東別府	30,000 m ³ /年					昭和木材
	中山田	50 m ³ /年					松園工務店
	高田	1,000 m ³ /年					有菌製材所
	下山田	25,000 m ³ /年					南薩木材加工センター
	下山田	丸棒 830 m ³ /年 おが粉 3,930 m ³ /年					かごしま森林組合 (丸棒工場)
椎茸生産管理施設	郡	50t/年					敬和会みらい
枝物生産施設	上山田等	79t/年					南薩枝物生産組合 (末永生花等)

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

- (1) 区域の設定
シカの生息数が少ないことから、設定しない。
- (2) 鳥獣害の防止の方法
特になし

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等により病虫害等の森林被害に対応する抵抗性の高い森林整備に努める。

また、森林病虫害等の被害の早期発見及び早期駆除に努めるとともに、特に、松くい虫の被害については適確な防除の推進を図り、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進する。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止，早期発見，早期駆除などに向け，協議会等を開催するなど，地元行政機関，森林組合，森林所有者等合意形成を図り防除対策等の体制づくりを推進する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣（シカ以外）による森林被害を受けた場合は，南九州市鳥獣被害防止計画（平成27年度4月策定）等の鳥獣管理施策や鳥獣被害防止計画による農業被害防止施策との連携を図りつつ，被害状況を把握し，その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により，その被害の防止又は軽減を図るとともに有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努める。

また，森林被害のモニタリングを推進し，その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により，その被害の防止又は軽減を図る。

併せて，野生鳥獣との共存を図る観点からも，立地条件を踏まえながら，伐採跡地への広葉樹の植栽や針葉樹と広葉樹の混合林化などの森林整備を促進するとともに，林業採算性の低い森林においては，野生鳥獣の生育環境となる天然林の保全を推進することとする。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため，林内歩道等の整備を図りつつ，林野火災防止の普及啓発及び森林法等に基づく制限林の巡視を重点的に行うとともに，保護標識，防火線，防火樹林帯等の整備を推進する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が，森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当するときは，火入地の周囲の現況，防火の設備の計画，火入予定期間における気象状況の見通し等からみて，周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお，詳細については，「南九州市火入れに関する条例（平成19年12月1日条例第141号）」によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林特になし

(2) その他

森林所有者等による，日常の森林の巡視等を通じて，森林の保護，管理等の体制の確立に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林は，森林の保護機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条の1項の規定により定められた基本方針に基づき，森林資源の総合的利用を促進するものとして，森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により，保健機能の増進を図るべき森林である。

保健機能森林の区域については，下表のとおりとする。

森林の所在		森林の林種別面積（ha）						備 考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
知覧町東別府 チカ`クバ 3056-1	41 林班 ウ-4	8.94	5.57	1.29	1.66		0.42	

ウミガサゴ 3132-1 外	41 林班 エ-1～12	17.24	14.79	2.31	0.14			
フタツダニ 1931-1 外	42 林班 イ-44・45	4.26	4.26					
川辺町野崎 カミイシ 8291-1 外	49 林班 イ-1, イ-3・4, エ-23～26	44.41	43.96	0.45				
顚娃町牧之内 オノダケニシラ 4890-2 外	60 林班 イ-21・22, エ-23, エ-50, オ-25, オ-29 62林班 イ-1, イ-2-イ, イ-5	21.96	2.15	19.81				
顚娃町牧之内 クマカタニ 15025-2 外	70 林班 ア-1・2, ア-33, ア-35・36 , イ-1, イ-3～8, ウ-1～6, エ-1～3	74.69	15.76	58.93				
合計		171.50	86.49	82.79	1.80		0.42	

- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林, 保育, 伐採その他の施業の方法に関する事項
造林, 保育, 伐採その他及び施業の方法について, 下表のとおりとする。

施業の区分	施 業 の 方 法
造林の方法	・快適な森林環境の維持を図るため, 単層林の一斉造林を極力避ける。 ・やむを得ず, 一斉造林を行う場合は区域の風致や景観に配慮し, 造林面積が過大にならないようにする。なお, 更新は伐採後2年以内に完了する。 ・ぼう芽更新を行う林分については必要に応じぼう芽整理を行い, 後継樹の速やかな育成を図る。 ・育成天然林施業や強度の択伐を実施した林分は必要に応じてイチイガシ, イスノキ等広葉樹の樹下植栽を行う。
保育の方法	・植栽を行った林分は下刈, つる切り, 除伐等を適切に実施し植栽木の育成を図る。 ・複層林は上層木の枝払いを適宜実施し, 林内照度の確保を図る。 ・森林保健施設の外周に面した森林は, 強度の枝打ち, 除間伐を実施して林内に明るい空間を設定し, 利用者が森林内を自由に散策できるよう林床の整理を行う。
伐採の方法	・当該区域において, 特に森林の保健機能の維持, 増進を図るための施業を推進すべき森林については, 択伐による複層林施業を基本とする。それ以外の森林については, 地形・地質等も考慮した上で択伐以外の方法による複層林施業, もしくは, 小面積かつ分散した長伐期施業によるものとする。 - また, 皆伐する場合であっても努めて伐区を分散するとともにサクラ等四季の色調に変化を与える樹木を保存する。
その他	・複層林の上層木は適宜受光伐を行い, 林内照度を確保する。 ・3の(1)に示す森林保健施設の外周は, ヤマモモ・イロハモミジ・クチナシ・ツツジ等緑化樹の植栽を行い, 周囲の森林との調和を図る。 ・法令等により, 伐期齢, 伐採方法について制限がある場合は当該法令に定めるところによる。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

森林保健施設の整備について、下表のとおりとする。

施 設 の 整 備	
1	整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設
(1)	休養施設（休憩施設，展望施設等）
(2)	教養文化施設（樹木園，山菜園等）
(3)	スポーツ又はレクリエーション施設（キャンプ場，遊歩道，運動広場，フィールドアスレチック等）
(4)	これらの施設の利用上必要な施設（駐車場，連絡道，案内施設等）

森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項

ア 森林保健施設の整備にあたっては自然環境の保全に配慮しつつ，国土の保全，利用者の安全確保に留意した計画的な整備を行うこととする。

イ 建築物については，周辺の森林美，景観等と調和のとれたものとする。

ウ 建築物の設置にあたっては，防火施設等の安全施設，下水施設等の衛生施設及び排水施設等保全施設の整備に配慮する。

エ 森林保健施設の保守点検等日常の管理に努める。

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高について、下表のとおりとする。

樹 種	期待平均樹高(m)	備 考
ス ギ	1 6	
ヒノキ	1 5	
広葉樹	1 4	

4 その他必要な事項

保健機能森林の整備に当たっては，以下の事項に配慮する。

ア 森林巡視，施設の保守点検等日常の管理を通じて，森林の保護及び施設の維持，管理並びにこれらの実施体制の確立に努める。

イ 利用者の防火意識の啓発など山火事の未然防止に努めるとともに防火体制の整備及び防火施設の設置を図る。

ウ 安全施設の設置など利用者の安全及び交通の安全，円滑な確保に努める。

エ 山地災害の未然防止を図るため，必要に応じ治山施設などを整備する。

オ 自然環境の保全に配慮する。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては，次の事項について適切に計画するとともに民有林の約5割以上が作成されるよう促進に努めるものとする。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり，次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 項ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林，保育，伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域，森林法施行規則第 33 条 1 号ロの規定に基づく区域について，次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)	備考 (大字等)
川辺北部	16, 18～30, 33～57	2, 624	神殿・野崎・清水
川辺中部	1～15, 17, 31, 32, 58～71	1, 998	平山・田部田・高田
川辺南部	72～111	3, 038	上山田・中山田・下山田・本別府
知覧北部	1～26, 29, 30, 51	2, 007	厚地・郡
知覧中部	27, 28, 31～34, 43, 44, 50, 52, 80～93	1, 426	永里・西元
知覧南部	35～42, 45～49, 53～79	1, 980	東別府・塩屋
顚娃東部	37～46, 48～70	1, 956	郡・牧之内
顚娃西部	1～36, 47	1, 664	上別府・別府・御領

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本市の知覧町にある町民の森の森林については，森林とのふれあいの場としての整備が期待されていることから，山間広場，遊歩道などの施設整備を進める。

顚娃町にある大野岳周辺の森林については，緑と身近にふれあいのできる森林を整備するとともに，地域住民の憩いの場としての施設整備を進める。

川辺町にある鏡石周辺の森林については，地域住民あるいは，周辺の都市住民の憩いの場として，施設整備を進める。

なお，森林の総合利用施設の整備計画について，下表のとおりとする。

施設の 種 類	現 状 (参考)		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
町民の森	旧牧	1 0 0 ha	旧牧	1 0 0 ha	▽1
鏡石地区	野崎	オートキャンプ場 3.5ha 管理等 1 棟 炊飯施設 2 棟 MTB コース 400m 森林馬事公苑 3.5ha 厩舎 3 棟	野崎	アドベンチャーパーク森の かわなべ 9 ha 管理等 1 棟 炊飯施設 2 棟 MTB コース 400m 厩舎 3 棟 受付棟 1 棟	▽2

		アドベンチャーパーク森の かわなべ 2ha 受付棟 1棟 遊歩道 700m アクセス林道森林馬事公苑線 853m		遊歩道 700m 園内遊歩道の整備 アクセス林道森林馬事公苑線 853m	
大野岳 周 辺	大野岳	遊歩道 3km 山間広場 0.2ha 階段 展望所 トイレ	大野岳	遊歩道 3km 山間広場 0.2ha 階段 展望所 トイレ	▽3

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

近年、自然環境問題への関心が高まる中、森林に対する住民のニーズは多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民のニーズに応えた多様な森林整備をしていくことが必要である。

また、レクリエーション活動としての、自然観察や散策、除間伐などの林業体験など、様々な活動を通じて森林利用の需要が高まっているため、森林所有者をはじめ、森林組合、行政機関などとの理解と協力を得ながら森林整備を進める。

今後は、教育、福祉、保健等の分野との連携を図りながら、森林環境教育や健康づくり等への森林活用を推進していく。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

Ⅱの第5の4に記載のとおり（市における経営管理事業は実施しない）

7 その他必要な事項

(1) 国土の保全の観点から森林として管理する土地に関する事項

過去に山地災害のあった森林及び危険箇所等については、治山対策において管理をしていく。

また、水源地上流の森林についての伐採は、再生林を前提において最小限にとどめるよう努めることとする。

(2) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

海岸線の潮害防備保安林については、地域の環境保全を図っていくこととする。
施業方法については、保安林の指定施業要件とする。

(3) 公有林の整備に関する事項

南九州市は現在、人工林を中心に1,093haの森林を所有しており、人工林については、森林組合等の林業事業体に保育・間伐等の作業を委託して実施している。

市有林は、本市の財産であるとともに、民有林全体の展示林としての役割も有している。今後も適期に適切な森林施業を実施し、森林施業の模範となるよう整備を図っていく。

(4) 制限に従った森林施業の方法

保安林、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って森林施業を実施するものとする。

(5) 竹林等の整備

南九州市において、放置竹林の拡大とそれに伴う森林の荒廃が問題となっている。拡大した放置竹林では、森林が有する水源かん養・国土保全、生物多様性保全等の公益的機能の低下や里山の景観が損なわれることなどが懸念されている。

このようなことから、タケノコ生産林においては、「鹿児島県特用林産基本指針」(H30年3月鹿児島県環境林務部森林経営課作成)」に基づく整備を推進することとし、それ以外の放置竹林については、森林の公益的機能の発揮等勘案し、適正な竹林の整備、管理を行うこととする。

(6) 森林施業共同化重点的实施地区の林道計画

森林施業共同化重点的实施地区において、林道の開設を継続的に行っている路線について、下表のとおりとする。

単位 面積：ha				
路線名	地区の名称	地区の所在	区域面積	備考
該当なし				

(7) 森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県や森林組合等林業事業体との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

		総 計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成12年	44,137	20,211	23,926	6,467	3,287	3,180	5,619	2,692	2,927	6,799	3,318	3,481	11,590	5,752	5,838	13,662	5,162	8,500
	平成17年	42,191	19,270	22,921	5,562	2,761	2,801	5,377	2,617	2,760	5,763	2,772	2,991	11,556	5,846	5,710	13,933	5,274	8,659
	平成22年	39,065	17,927	21,103	4,661	2,317	2,344	4,461	2,192	2,269	5,134	2,511	2,623	11,439	5,814	5,625	13,370	5,093	8,277
	平成27年	36,352	16,857	19,495	4,203	2,102	2,101	3,767	1,875	1,892	4,979	2,465	2,514	10,233	5,149	5,084	13,144	5,254	7,890
	令和2年	33,080	15,447	17,633	3,684	1,867	1,817	3,040	1,480	1,560	4,538	2,288	2,250	8,560	4,163	4,397	13,247	5,640	7,607
構成比 (%)	平成12年	(100.0)	45.8	54.2	14.7	7.5	7.2	12.7	6.1	6.6	15.4	7.5	7.9	26.2	13.0	13.2	31.0	11.7	19.3
	平成17年	(100.0)	45.7	54.3	13.2	6.6	6.6	12.7	6.2	6.5	13.7	6.6	7.1	27.4	13.9	13.5	33.0	12.5	20.5
	平成22年	(100.0)	45.9	54.1	12.0	6.0	6.0	11.4	5.6	5.8	13.1	6.4	6.7	29.3	14.9	14.4	34.2	13.0	21.2
	平成27年	(100.0)	46.4	53.6	11.6	5.8	5.8	10.4	5.2	5.2	13.7	6.8	6.9	28.1	14.1	14.0	36.2	14.5	21.7
	令和2年	(100.0)	46.7	53.3	11.1	5.6	5.5	9.2	4.5	4.7	13.7	6.9	6.8	25.9	12.6	13.3	40.1	17.1	23.0

(注) 1. 資料は、国勢調査とする。

②産業部門別就業者数等

	年 次	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能
			農 業	林 業	漁 業	小 計			
実数 (人)	平成12年	21,010	5,995	63	79	6,137	5,465	9,406	2
	平成17年	20,143	5,554	23	67	5,644	4,787	9,693	19
	平成22年	18,116	4,437	64	50	4,551	3,827	9,689	49
	平成27年	17,419	4,142	56	48	4,246	3,726	9,393	54
	令和2年	16,320	3,523	44	52	3,619	3,381	9,071	249
構成比 (%)	平成12年	100.0	31.4	0.3	0.5	32.2	27.3	40.4	0.1
	平成17年	100.0	28.5	0.3	0.4	29.2	26.0	44.8	0
	平成22年	100.0	24.5	0.3	0.3	25.1	21.1	53.5	0.3
	平成27年	100.0	23.8	0.3	0.3	24.4	21.4	53.9	0.3
	令和2年	100.0	21.6	0.3	0.3	22.2	20.7	55.6	1.5

(注) 1. 資料は、国勢調査とする。

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	耕 地 面 積				林野面積	その他の面積
			計	田	畑	樹園地		
実数 (ha)	平成 1 7 年	35,785	6,923	724	3,219	2,979	18,455	10,407
	平成 2 2 年	35,785	7,365	749	3,412	3,204	18,156	10,264
	平成 2 7 年	35,791	7,368	699	3,366	3,304	18,786	9,637
	令和 2 年	35,791	6,897	672	3,408	2,817	18,783	10,111
構成比 (%)	平成 1 7 年	100.0	19.3	2.0	9.0	8.3	51.6	29.1
	平成 2 2 年	100.0	20.6	2.1	9.5	9.0	50.7	28.7
	平成 2 7 年	100.0	20.6	2.0	9.4	9.2	52.5	26.9
	令和 2 年	100.0	19.3	1.9	9.5	7.9	52.5	28.2

(注) 1. 資料は、農業センサス等とする

(3) 森林転用面積

年 次	総 数	工場・事業場 住宅・別荘用地	ゴルフ場・ レジャー用地	農用地	公共用地	その他
昭和 55 年	148 ha	4 ha	ha	130 ha	11 ha	ha
平成 2 年	164	9	87	58	9	1
平成 12 年	191	9	41	80	55	6
平成 22 年	67	37	1	10	17	2

(注) 1. 資料は、農林業センサスとする

(4) 森林資源の現況等

①保有者形態別森林面積

所有形態		総面積		立木地			その他	人工林率 (B/A)
		面積 (A)	比率	計	人工林 (B)	天然林		
公 有 林	計	1,173ha	7.0%	1,157ha	857ha	300ha	16ha	73.1%
	都道府県有林	80ha	0.5%	77ha	56ha	20ha	3ha	70.0%
	市町村有林	1,093ha	6.5%	1,081ha	801ha	280ha	13ha	73.3%
	財産区有林	0ha	0.0%	0ha	0ha	0ha	0ha	0.0%
私 有 林		15,520ha	93.0%	14,858ha	10,999ha	3,859ha	662ha	70.9%

(注) 1. 資料は、地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等。

2. 県行造林地等は「都道府県有林」欄に () 書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林が市町村有林とする。

3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

4. 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

②在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

	年次	私有林合計	在（市町村）者 面 積	不在（市町村）者面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	昭和 55 年	15,251	14,370	881	564	317
	平成 2 年	15,254	12,828	2,426	1,206	1,220
	平成 12 年	14,941	13,532	1,409	1,018	391
構成比 (%)	昭和 55 年	100.0	94.2	5.8 (100.0)	3.7 (64.0)	2.1 (36.0)
	平成 2 年	100.0	84.1	15.9 (100.0)	7.9 (49.7)	8.0 (50.3)
	平成 12 年	100.0	90.6	9.4 (100.0)	6.8 (72.2)	2.6 (27.8)

(注) 1. 資料は、農林業センサスとする。

③民有林の齢級別面積

単位 面積：ha

区 分	齢級別 総 数	齢 級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林	16,693	85	87	67	174	293	496	422	651	1,282	2,930	9,528
人工林計	11,856	85	52	20	46	148	364	230	427	890	2,456	7,140
主要樹別面積												
スギ	7,693	82	43	11	17	121	265	152	295	566	1,516	4,625
ヒノキ	3,852	0	1	2	5	7	54	36	112	294	922	2,419
マツ	129	0	0	0	1	1	0	4	3	20	15	86
クヌギ	162	3	7	7	23	16	38	36	17	9	3	4
その他	21	0	0	1	1	3	7	1	0	1	0	6
天然林	4,159	0	35	48	128	146	132	192	224	392	474	2,389
(備考)												

(注) 1. 四捨五入の関係で計が合わない場合がある。

2. 面積は、竹林・無立木を含まない。

④保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～3ha 未満	740	5～10ha 未満	36	50～100ha 以上	—
3～5ha 未満	96	10～50ha 未満	17	総 数	889

(注) 1. 資料は、農林業センサスとする。

⑤作業路網の状況
(7)基幹路網の状況

区 分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網	48	103.83	
うち林業専用道			

(i)細部路網の状況

区 分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	108	156.66	

注) ⑤の 2 表については、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成 14 年 12 月 26 日 14 林整整第 5 8 0 号林野庁整備課長通知）5 の（3）、森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用について（21 年 5 月 29 日 21 林整計第 87 号林野庁長官通知）第 6 の 2、森林・林業・木材産業づくり交付金実施要領の運用について（平成 20 年 3 月 31 日 19 林政経第 307 号林野庁長官通知）第 5 の 2 及び森林環境保全整備事業実施要領の運用の一部改正について（平成 23 年 5 月 17 日 23 林整整第 101 号林野庁整備課長通知）により廃止された造林作業道実施基準例の送付について（昭和 57 年 6 月 4 日 57-12 林野庁造林課長通知）に基づき作成された路線等を記載することとする。

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在	樹種	齢級	森林の所在
該当なし					

- (注) 1. 森林の施業履歴等を勘案し、記載するものとする。
2. 森林の所在は林小班等により標示する。

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額 (単位：百万円)

純 生 産 額		(A)	128,450
内 訳	第 1 次 産 業		20,009
	うち林業	(B)	306
	第 2 次 産 業		26,963
	うち木材・木製品製造業	(C)	—
第 3 次 産 業			81,478
B + C / A (%)			—

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。
資料：令和 2 年度市町村民所得推計報告書（令和 5 年 5 月）

② 製造業の事業所数，従事者数

	事業所数	従業者数（人）
全製造業（A）	119	2,987
うち木材・木製品製造業（B）	4	58
B/A（％）	3.4	1.9

- （注） 1．最近年の工業統計表の「市町村編」による。
2．製造業には，林業が含まれない。
3．木材・木製品製造業の定義は，「産業分類」（総務省）によるものであり，製材業，合板製造業等が含まれる。

（7）林業関係の就業状況 （令和 6 年 1 月現在）

区 分	組合・事業者数	就 業 者 数		備 考
			うち作業員数	
森林組合	1	73	—	（名称：かごしま森林組合南薩支所 39 名・いぶすき支所 34 名）
生産森林組合	7	1,221	—	（名称：折尾只角・大山野・厚地・清水・古殿・神殿・野崎）
製材業	4	54	—	
森林管理署	—	—	—	
合 計	12	1,348		

資料：令和 3 事業年度森林組合の概況（令和 5 年 3 月）県環境林務課 森林組合：耕地林務課調べ（令和 6 年 1 月）

(8) 林業機械等設置状況

区 分	総 数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機							
モノケーブル							ジクザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦による木寄機
自走式搬器							リモコン操作による巻き上げ搬機
運材車	17		12		5		林内作業車
ホイールトラクタ							主として牽引式集材用
動力枝打機							自動木登式
トラック	18		7	8	3		主として運材用のトラック
グラップルクレーン	5		5				グラップル式のクレーン
計							
(高性能機械)							
フェラーバンチャー	5		5				伐倒, 木揃用の自走式
スキッダ							牽引式集材車両
プロセッサ・グラップルソー	7		7				枝払, 玉切, 集積用自走機
ハーベスター							伐倒, 枝払, 玉切, 集積用自走機
フォワーダ	6		6				積載式集材車両
タワーヤーダ							タワー付き集材機

- (注) 1. 林業機械等の種類は, 適宜追加する。
2. 単位は, 林業機械等の種類により適宜定める。

(9) 林産物の生産概況

種 類	一般用材	チップ用材	その他	しいたけ				
				生	乾			
生 産 量	10,984 m ³	23,173 m ³	249 m ³	47,170kg	1,401kg			
生産額(百万円)	152.678	177.767	2.115	43.708	4.572			

- (注) 1. 最近1年間の生産について記入する。
2. その他の品目があれば, 欄を設けて記入する。

(10) その他必要なもの